

2026（令和8）年度入学生用

学 生 便 覧

2026年度

神戸大学大学院システム情報学研究科

Graduate School of System Informatics

Kobe University

目 次

I 沿革略史	1
II 機構	4
III 教学規則等	
1 神戸大学教学規則	6
2 神戸大学共通細則	41
IV 研究科規則等	
神戸大学大学院システム情報学研究科規則	48
神戸大学大学院システム情報学研究科転入学に関する内規	59
神戸大学大学院システム情報学研究科再入学に関する内規	60
神戸大学大学院システム情報学研究科外国人特別学生入学選考規程	61
神戸大学大学院システム情報学研究科科目等履修生規程	63
神戸大学大学院システム情報学研究科聴講生規程	65
神戸大学大学院システム情報学研究科研究生規程	67
修学上の取扱いについて	
他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて	69
他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて	70
C ³ の履修に関する申合せ	72
神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程	74
先端ITイノベーション人材育成プログラム実施要領	76
スマート農業デジタルトランスフォーメーション人材育成プログラム実施要領	78
計算数理プログラム実施要領	80
数理構造プログラム実施要領	82
グローバルITプログラム実施要領	84
V 授業の概要について	
1 教育研究体制	86
教育研究組織	86
2 教育の目指すもの	87
3 修学上の一般的事項	
1 教育課程・教育方法について	88
2 授業について	88
3 授業科目及び履修要件について	89
4 履修手続について	89
5 定期試験について	90
6 単位の授与及び成績評価について	90
7 研究指導について	91
8 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における 授業、定期試験の休講措置について	92

9 システム情報学部及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の 成績評価に対する申し立てに関する申合せ	94
10 システム情報学部及びシステム情報学研究科の学生の試験等における 不正行為に関する申合せ	94
4 博士課程前期課程の教育課程	
1 授業科目の概要	96
2 授業科目開講予定一覧表及び修了要件	97
3 研究経過発表会について	99
4 連携教育プログラム	100
5 博士課程後期課程の教育課程	
1 授業科目の概要	101
2 授業科目開講予定一覧表及び修了要件	102
3 研究経過発表会及び研究成果発表会	102
VI 学位	
神戸大学学位規程	105
神戸大学大学院システム情報学研究科の学位授与に関する方針	117
神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文評価基準	120
神戸大学大学院システム情報学研究科の修士学位に関する内規	121
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領	122
神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規	123
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規	125
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程研究経過発表会実施要領	127
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程研究成果発表会実施要領	128
神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文審査等に関する内規	130
神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文草稿の内見に関する申し合わせ	132
神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文審査委員会に関する申し合わせ	134
VII 学生生活の案内	135
VIII 学生関係規則等	
1 神戸大学学生健康診断規程	140
2 神戸大学における授業料，入学科，検定料及び寄宿料の額に関する規程	141
3 神戸大学学生懲戒規則	143
4 神戸大学学生表彰規程	146
5 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	148
IX 神戸大学配置図等	
1 神戸大学配置図	154
2 六甲台キャンパス案内	155
3 工学部・工学研究科・システム情報学部・システム情報学研究科配置図	157

4 工学部・工学研究科学舎平面図	158
5 システム情報学部・システム情報学研究科学舎平面図	163
6 情報価値創造教育棟平面図.....	165
7 都市安全研究センター研究棟平面図	167
8 先端膜工学研究拠点平面図.....	168
9 教室設備等一覧表	169
10 主な部局等所在地及び電話番号	170

本紙記載以外にも学生生活に関係する規則等があります。神戸大学ホームページの規則集や別途配布の学生生活案内も参照してください。

I 沿革略史

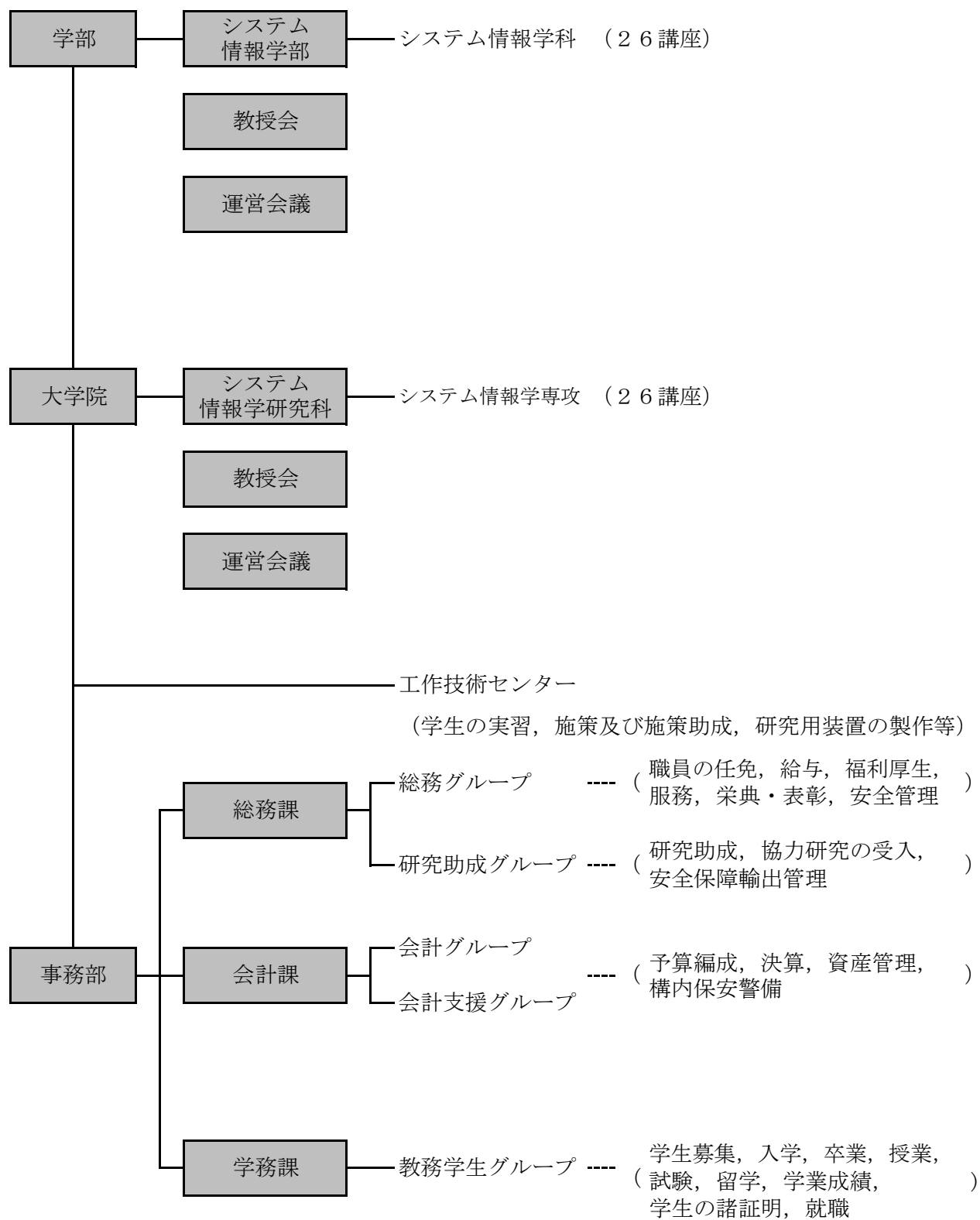
昭和50年 4 月24日	大学院設置基準の制定を契機に全学的組織による大学院問題検討委員会が設けられ、本学大学院の整備・充実についての検討を開始した。
昭和50年 7 月21日	理，工，農学部の教官を主体とする自然科学系の分科会が発足し、新しい構想による大学院設置の検討を開始した。
昭和51年 3 月22日	自然科学総合研究科（博士課程）の設置構想を起草した。
昭和51年12月 1 日	自然科学総合研究科（博士課程）の設置趣意書を発表した。
昭和52年 2 月24日	大学院問題検討委員会における検討内容のまとめとして、「神戸大学大学院設置計画」を発刊し、自然科学総合研究科（博士課程）設置計画を発表した。
昭和53年 3 月31日	「大学院の改革構想について」を刊行し、自然科学総合研究科（博士課程）設置に関する昭和52年度における検討経過を発表した。
昭和54年 4 月 1 日	生産科学専攻（後期3年博士課程）が独立専攻として工学研究科に設置された。
昭和55年 4 月 1 日	物質科学専攻（後期3年博士課程）が理学研究科に、システム科学専攻（後期3年博士課程）が工学研究科に独立専攻として設置された。
昭和56年 4 月 1 日	自然科学研究科（後期3年博士課程）が設置された。 物質科学専攻（理学研究科物質科学専攻を移行） 生産科学専攻（工学研究科生産科学専攻を移行） 資源生物科学専攻 環境科学専攻 システム科学専攻（工学研究科システム科学専攻を移行） 初代研究科長に須田省三教授（理学部）が就任した。
昭和57年 3 月17日	自然科学研究科校舎の新営工事を着工した。
昭和57年 3 月31日	第1回修了者に博士の学位を授与した。（学術博士4名，工学博士2名）
昭和58年 3 月28日	自然科学研究科校舎（現自然科学総合研究科1号館）の新営工事（延面積5,781m ² ）が竣工した。
昭和58年 4 月 1 日	研究科長に赤川浩爾教授（工学部）が就任した。
昭和58年 4 月11日	自然科学研究科校舎において授業を開始した。
昭和60年 4 月 1 日	研究科長に荻田 淳教授（農学部）が就任した。
昭和62年 4 月 1 日	研究科長に村上温夫教授（工学部）が就任した。
平成元年 4 月 1 日	知能科学専攻が設置された。
平成元年 4 月 1 日	研究科長に位田正邦教授（理学部）が就任した。
平成3年 4 月 1 日	研究科長に平井一正教授（工学部）が就任した。
平成5年 4 月 1 日	研究科長に藤井 聡教授（農学部）が就任した。
平成6年 4 月 1 日	理学研究科，工学研究科及び農学研究科が，自然科学研究科の前期課程として改組・統合され，自然科学研究科は，前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。 後期課程に生命機能科学専攻が設置された。
平成7年 4 月 1 日	研究科長に北村新三教授（工学部）が就任した。

平成9年2月16日	研究科長に佐々木 武教授（理学部）が就任した。
平成9年4月1日	後期課程の「物質科学専攻」、「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され、「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
平成10年4月9日	後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され、「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
平成11年2月16日	研究科長に上田完次教授（工学部）が就任した。
平成11年4月1日	後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。
平成13年2月16日	研究科長に上島脩志教授（農学部）が就任した。
平成13年3月30日	自然科学総合研究棟2号館（延面積5,825㎡）が竣工した。
平成13年11月30日	自然科学総合研究棟3号館（西）（延面積8,668㎡）が竣工した。
平成14年6月28日	自然科学総合研究棟3号館（東）（延面積8,763㎡）が竣工した。
平成15年2月16日	研究科長に福田秀樹教授（工学部）が就任した。
平成15年10月1日	神戸商船大学との統合による第3次改組を行い、後期課程の「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」、「地球環境科学専攻」、「構造科学専攻」、「資源エネルギー科学専攻」、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」は廃止され、「数物科学専攻」、「分子物質科学専攻」、「地球惑星システム科学専攻」、「情報・電子科学専攻」、「機械・システム科学専攻」、「地域空間創生科学専攻」、「食料フィールド科学専攻」、「海事科学専攻」、「生命機構科学専攻」及び「資源生命科学専攻」の10専攻が設置された。
平成16年4月1日	国立大学法人神戸大学となった。
平成17年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年4月1日	自然科学研究科の第4次改組により、理学研究科、工学研究科、農学研究科、海事科学研究科及び自然科学系先端融合研究環が設置された。 工学研究科では、博士課程前期課程及び博士課程後期課程に、建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能学専攻の各専攻が設置され、研究科長に森本政之教授が就任した。
平成22年4月1日	工学研究科情報知能学専攻の改組により、システム情報学研究科（システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻）が設置され、研究科長に多田幸生教授が就任した。
平成24年4月1日	研究科長多田幸生の任期が満了し、後任として賀谷信幸教授が研究科長に就任した。
平成25年4月1日	研究科長賀谷信幸の任期が満了し、後任として吉本雅彦教授が研究科長に就任した。
平成28年4月1日	研究科長吉本雅彦の任期が満了し、後任として玉置 久教授が研究科長に就任した。
平成30年4月1日	研究科長に玉置 久教授が再任された。
令和2年4月1日	研究科長玉置 久の任期が満了し、後任として大川剛直教授が研究科長に就任した。
令和4年4月1日	研究科長に大川剛直教授が再任された。

- 令和5年4月1日 博士課程前期課程及び博士課程後期課程の「システム科学専攻」，「情報科学専攻」及び「計算科学専攻」は廃止され、「システム情報学専攻」が設置された。
- 令和6年4月1日 研究科長大川剛直の任期が満了し，後任として臼井英之教授が研究科長に就任した。
- 令和8年4月1日 研究科長に臼井英之教授が再任された。

II 機構

運営機構図



Ⅲ 教学規則等

神戸大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 17 年 3 月 17 日	平成 17 年 11 月 22 日	平成 17 年 12 月 20 日
	平成 18 年 3 月 22 日	平成 18 年 12 月 26 日	平成 19 年 3 月 20 日
	平成 19 年 3 月 20 日	平成 19 年 3 月 27 日	平成 19 年 12 月 25 日
	平成 20 年 3 月 18 日	平成 21 年 3 月 18 日	平成 22 年 3 月 23 日
	平成 22 年 10 月 26 日	平成 23 年 3 月 22 日	平成 24 年 3 月 21 日
	平成 24 年 9 月 26 日	平成 25 年 3 月 27 日	平成 25 年 10 月 29 日
	平成 26 年 3 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日	平成 27 年 3 月 23 日
	平成 27 年 9 月 29 日	平成 28 年 3 月 22 日	平成 28 年 6 月 21 日
	平成 29 年 3 月 21 日	平成 30 年 3 月 30 日	平成 31 年 2 月 26 日
	令和 2 年 3 月 24 日	令和 2 年 7 月 28 日	令和 2 年 9 月 29 日
	令和 2 年 12 月 1 日	令和 3 年 3 月 30 日	令和 4 年 3 月 29 日
	令和 4 年 5 月 24 日	令和 5 年 3 月 28 日	令和 5 年 9 月 26 日
	令和 6 年 3 月 25 日	令和 7 年 3 月 24 日	令和 8 年 3 月 31 日

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条―第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条―第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条―第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条―第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条―第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条―第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条―第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条―第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第 78 条―第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章(平成14年5月16日制定)に則り、行うものとする。

(学部)

第3条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科、発達コミュニティ学科、環境共生学科、子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物学科、惑星学科

医学部 医学科、医療創成工学科、保健学科

工学部 建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科

システム情報学部 システム情報学科

農学部 食料環境システム学科、資源生命科学科、生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻、社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻、グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻、人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、惑星学専攻	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻、市民工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻、資源生命科学専攻、生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻、国際協力政策専攻、地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学系研究科(医科学専攻を除く。)、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、法学研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

(8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの

(9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第 13 条の 2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(転入学)

第 14 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第 15 条 本学を第 45 条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第 16 条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)第12条第1項の規定により入学金料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学金料を納付しなければならない。

6 入学金料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学金料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学金料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学金料の全部を免除する。

2 入学金料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学金料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学金料の全部を免除する。

3 修学支援法第12条第1項の規定により入学金料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学金料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学金料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

- 2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 27 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

- 2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 3 日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部 of 授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 33 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和 5 年 9 月 26 日制定)で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前 3 項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前 4 項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校 of 専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条

第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学科等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学科の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学科料を納付期限内に納付しないとき。
 - (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。
- 2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学科料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学科料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位(医学部医学科にあつては、188 単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位(医学部医学科にあつては、128 単位)以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4 月から 9 月まで)	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期(10 月から 3 月まで)	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第 45 条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第 41 条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があつたときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国に

において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学に3年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(次号及び第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第59条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの
（医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学）

第60条 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進学）

第61条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

第62条 大学院の入学者の選抜は，学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第63条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切

な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

- 4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学系研究科(医科学専攻を除く。)、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

- 5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1年履修コース)にあつては、1年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、

その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第 3 項に規定する単位については、第 74 条、第 74 条の 2、第 74 条の 3 及び第 75 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30 単位」とあるのは、「46 単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。))における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに

前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。

4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

6 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 1 条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第 2 条第 2 項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成 16 年 3 月 31 日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 17 条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成 16 年 3 月 31 日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部 商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程
自然科学研究科

前期 2 年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻

後期 3 年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中発達科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条第 3 項、第 56 条、第 58 条及び第 59 条の改正規定は、平成 16 年 12 月 13 日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 11 月 22 日)

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項第 2 号及び第 56 条第 2 号の規定については、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 47 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

この規則は、平成 19 年 3 月 20 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 67 条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化科学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻、建設学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能工学専攻、応用動物学専攻、植物資源学専攻、生物環境制御学専攻、生物機能化学専攻、食料生産環境工学専攻、海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻、数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻、海事科学専攻、生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 3 項、第 10 条第 8 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 22 条第 1 項、第 56 条第 2 号及び第 8 号、第 58 条第 1 号、第 59 条第 6 号、第 68 条第 2 項並びに第 69 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科、植物資源学科、生物環境制御学科、生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程、海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻及び保健学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 22 年 10 月 26 日)

この規則は、平成 22 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営学研究科博士課程マネジメント・システム専攻、会計システム専攻、市場科学専攻及び現代経営学専攻は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日)

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 人間発達環境学研究科心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻及び人間表現専攻は、改正後の新規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 20 日)

この規則は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員、平成27年度から平成31年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学生定員、平成27年度から平成36年度までのこれらの総定員並びに平成27年度の海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科、海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 5 平成27年度から平成28年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。

附則別表第1(附則第4項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
平成27年度	理学部	惑星学科	35	35
		地球惑星科学科	－	105
	医学部	医学科	112	675
		計	272	1,335
	海事科学部	グローバル輸送科学科	80	240
		海洋安全システム科学科	40	120
		マリンエンジニアリング学科	80	300
		海事技術マネジメント学科	－	90
		海洋ロジスティクス科学科	－	50
	全学部合計		2,547	10,705
平成28年度	理学部	惑星学科	35	70
		地球惑星科学科	－	70
	医学部	医学科	112	684
		計	272	1,344
	全学部合計		2,547	10,714
平成29年度	理学部	惑星学科	35	105
		地球惑星科学科	－	35
	医学部	医学科	112	691
		計	272	1,351
	全学部合計		2,547	10,721
平成30年度	医学部	医学科	112	695
		計	272	1,355
	全学部合計		2,547	10,725
平成31年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,357
	全学部合計		2,547	10,727
平成32年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,345
	全学部合計		2,535	10,715
平成33年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,333
	全学部合計		2,535	10,703
平成34年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,321
	全学部合計		2,535	10,691
平成35年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,309

	全学部合計		2,535	10,679
平成 36 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,297
	全学部合計		2,535	10,667

附則別表第 2(附則第 5 項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成 27 年度	理学研究科	惑星学専攻	24	7
		地球惑星科学専攻	24	14
平成 28 年度	理学研究科	惑星学専攻	48	14
		地球惑星科学専攻	-	7

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規則は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻及び別表の改正規定により入学定員を改める博士課程前期課程の専攻の平成 28 年度の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

附則別表(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員	
			修士課程	博士課程
			前期	
			専攻別	専攻別
平成 28 年度	人文学研究科	文化構造専攻		37
		社会動態専攻		57
	国際文化学研究科	文化関連専攻		38
		グローバル文化専攻		59
	人間発達環境学研究科	人間発達専攻		103
		人間環境学専攻		76
	法学研究科	理論法学専攻		53
	保健学研究科	保健学専攻		110
	工学研究科	建築学専攻		129
		市民工学専攻		85
		電気電子工学専攻		129
		機械工学専攻		154
		応用化学専攻		143
	システム情報学研究科	情報科学専攻		49
	農学研究科	食料共生システム学専攻		53

		生命機能科学専攻		109
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	40	

附 則(平成 28 年 6 月 21 日)

この規則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科及び人間環境学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 29 年度から平成 31 年度までの国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の総定員並びに学部の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 4 平成 29 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員
平成 29 年度	文学部	人文学科	445
	国際人間科学部	グローバル文化学科	140
		発達コミュニティ学科	100
		環境共生学科	80
		子ども教育学科	50
		学部計	370
	理学部	数学科	103
		化学科	105
		生物学科	85
		学部計	623
	工学部	建築学科	363
		市民工学科	243
		電気電子工学科	363
		機械工学科	403
		応用化学科	406
		情報知能工学科	407
		学部計	2,225
	農学部	食料環境システム学科	141
		資源生命科学科	214
		生命機能科学科	255
		学部計	630
	全学部合計		10,638
平成 30 年度	文学部	人文学科	430
	国際人間科学部	グローバル文化学科	280
		発達コミュニティ学科	200
		環境共生学科	160
		子ども教育学科	100
		学部計	740
	理学部	数学科	106
		化学科	110

		生物学科	90
		学部計	636
	工学部	建築学科	366
		市民工学科	246
		電気電子工学科	366
		機械工学科	406
		応用化学科	412
		情報知能工学科	414
		学部計	2,250
	農学部	食料環境システム学科	142
		資源生命科学科	216
		生命機能科学科	262
		学部計	640
	全学部合計		10,621
平成 31 年度	文学部	人文学科	415
	国際人間科学部	グローバル文化学科	420
		発達コミュニティ学科	300
		環境共生学科	240
		子ども教育学科	150
		学部計	1,120
	理学部	数学科	109
		化学科	115
		生物学科	95
		学部計	649
	工学部	建築学科	369
		市民工学科	249
		電気電子工学科	369
		機械工学科	409
		応用化学科	418
		情報知能工学科	421
		学部計	2,275
	農学部	食料環境システム学科	143
		資源生命科学科	218
		生命機能科学科	269
		学部計	650
	全学部合計		10,604

附則別表第 2 (附則第 4 項関係)

年度	区分		総定員		
			博士課程		
			前期	後期	
			専攻別	専攻別	専攻別
平成 29 年度	経済学研究科	経済学専攻		64	
	医学研究科	医科学専攻			334
	海事科学研究科	海事科学専攻	135		
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	

		地域協力政策専攻		26	
		研究科計		73	
	全博士課程合計		2,427	893	334
平成30年度	経済学研究科	経済学専攻		62	
	医学研究科	医科学専攻			356
		国際開発政策専攻		25	
	国際協力研究科	地域協力政策専攻		25	
		研究科計		71	
	全博士課程合計			889	356
平成31年度	医学研究科	医科学専攻			378
	全博士課程合計				378

附 則(平成30年3月30日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成30年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げるとおりとする。
- 平成30年度から平成31年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び全博士課程の総定員の合計は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		総定員
平成30年度	医学部	保健学科	650
		学部計	1,275
	全学部合計		10,577

附則別表第2(附則第4項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成30年度	法学研究科	法学政治学専攻	37	18
	経営学研究科	経営学専攻		100
	理学研究科	生物学専攻		20
		惑星学専攻		20
		研究科計		85
	保健学研究科	保健学専攻	118	
	システム情報学研究科	計算科学専攻		22
	農学研究科	食料共生システム学専攻		17
		生命機能科学専攻		32
		研究科計		73
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		10
	全博士課程合計		2,412	
平成31年度	法学研究科	法学政治学専攻		36
	経営学研究科	経営学専攻		98

	理学研究科	生物学専攻		19
		惑星学専攻		19
		研究科計		83
	システム情報学研究科	計算科学専攻		20
	農学研究科	食料共生システム学専攻		16
		生命機能科学専攻		31
		研究科計		71
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		20

附 則(平成 31 年 2 月 26 日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学生定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和 2 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和 3 年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和 4 年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和 5 年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和 6 年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和 7 年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和 8 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附 則(令和 2 年 7 月 28 日)

この規則は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 29 日)

この規則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(令和 2 年 12 月 1 日)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中、工学部に係る部分は令和 4 年 4 月 1 日から、海洋政策科学部に係る部分は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 19 条、第 20 条、第 47 条及び第 50 条の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。
- 3 海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 令和 3 年度から令和 5 年度までの海洋政策科学部海洋政策科学科、海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科の総定員及び学部総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 4 項関係)

年度	区分		総定員
令和 3 年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	200
		3 年次編入学定員	—
		学部計	200
	海事科学部	グローバル輸送科学科	240
		海洋安全システム科学科	120
		マリンエンジニアリング学科	240
		3 年次編入学定員	20
		学部計	620
	全学部合計		10,639
令和 4 年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	400
		3 年次編入学定員	—
		学部計	400
	海事科学部	グローバル輸送科学科	160
		海洋安全システム科学科	80
		マリンエンジニアリング学科	160
		3 年次編入学定員	20
		学部計	420
	全学部合計		10,627
令和 5 年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	600
		3 年次編入学定員	10
		学部計	610
	海事科学部	グローバル輸送科学科	80
		海洋安全システム科学科	40
		マリンエンジニアリング学科	80
		3 年次編入学定員	10
		学部計	210
	全学部合計		10,615

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第 77 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度から令和 9 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第3項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和4年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和5年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和6年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和7年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和8年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和9年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附 則(令和4年5月24日)

この規則は、令和4年5月24日から施行する。

附 則(令和5年3月28日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 システム情報学研究科システム科学専攻、情報科学専攻及び計算科学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和5年度から令和10年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和5年度から令和6年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和5年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和6年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和7年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和8年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和9年度	医学部	医学科	100	649

		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和10年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附則別表第2(附則第4項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
令和5年度	医学研究科	医療創成工学専攻	15	8
	システム情報学研究科	システム情報学専攻	80	12
		システム科学専攻	28	6
		情報科学専攻	21	6
		計算科学専攻	24	12
	全博士課程合計		2,484	893
令和6年度	医学研究科	医療創成工学専攻		16
	システム情報学研究科	システム情報学専攻		24
		システム科学専攻		3
		情報科学専攻		3
		計算科学専攻		6
	全博士課程合計			901

附 則(令和5年9月26日)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度から令和11年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和6年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和7年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和8年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和9年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和10年度	医学部	医学科	100	649

		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和 11 年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	
			専攻別	専攻別
令和 6 年度	医学研究科	医科学専攻		420
	保健学研究科	保健学専攻	143	
	システム情報学研究科	システム情報学専攻	175	
	全博士課程合計		2,536	420
令和 7 年度	医学研究科	医科学専攻		440
	全博士課程合計			440
令和 8 年度	医学研究科	医科学専攻		460
	全博士課程合計			460

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中、文学部に係る部分は令和 8 年 4 月 1 日から、工学部及び医学部医療創成工学科に係る部分並びに第 13 条の 2 の改正規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則施行の際現在に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 7 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 26 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 工学部情報知能工学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 令和 7 年度から令和 9 年度までのシステム情報学部及び医学部医療創成工学科並びに別表の改正規定により入学定員又は編入学定員を改める学科の総定員、令和 7 年度から令和 12 年度までの医学部医学科の入学定員及び総定員並びに全学部の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 令和 7 年度の別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1 (附則第 4 項関係)

年度	区分		入学定員	総定員	
令和 7 年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410	
		子ども教育学科	50	204	
		学部計	370	1,500	
	医学部	医学科	113	698	
		医療創成工学科	25	25	
		保健学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	630
		学部計	288	1,353	
	工学部	建築学科	90	369	
		市民工学科	60	249	
		電気電子工学科	90	369	
		機械工学科	100	409	
		応用化学科	103	421	
		情報知能工学科	—	321	
		学部計	443	2,178	

	システム情報学部	システム情報学科	150	150	
		学部計	150	150	
	全学部合計		2,574	10,683	
令和 8 年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410	
		子ども教育学科	50	204	
		学部計	370	1,500	
	医学部	医学科	100	686	
		医療創成工学科		25	50
		保健学科	看護学専攻	70	
			学科計	－	620
		学部計		275	1,356
		工学部	建築学科	90	366
	市民工学科		60	246	
	電気電子工学科		90	366	
	機械工学科		100	406	
	応用化学科		103	418	
	情報知能工学科		－	214	
	学部計		443	2,056	
	システム情報学部	システム情報学科	150	300	
		学部計	150	300	
	全学部合計		2,561	10,714	
令和 9 年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	407	
		子ども教育学科	50	202	
		学部計	370	1,495	
	医学部	医学科	100	674	
		医療創成工学科		25	80
		保健学科	看護学専攻	70	－
			学科計	－	610
		学部計		275	1,364
		工学部	建築学科	90	363
	市民工学科		60	243	
	電気電子工学科		90	363	
	機械工学科		100	403	
	応用化学科		103	415	
	情報知能工学科		－	107	
	学部計		443	1,931	
	システム情報学部	システム情報学科	150	453	
		学部計	150	453	
	全学部合計		2,561	10,745	
令和 10 年度	医学部	医学科	100	662	
		学部計	275	1,372	
	全学部合計		2,561	10,776	
令和 11 年度	医学部	医学科	100	650	
		学部計	275	1,360	
	全学部合計		2,561	10,764	
令和 12 年度	医学部	医学科	100	638	
		学部計	275	1,348	
	全学部合計		2,561	10,752	

附則別表第2(附則第5項関係)

年度	区分		総定員
			博士課程
			前期
			専攻別
令和7年度	システム情報学研究科	システム情報学専攻	198
	全博士課程合計		2,574

附 則(令和8年3月31日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度の別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		総定員			
			修士課程	博士課程		
				前期	後期	
			専攻別	専攻別	専攻別	専攻別
令和8年度	医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25			
		医科学専攻				340
		医療創成工学専攻		15	16	
		研究科計	25	15	16	340
	医学系研究科	医科学専攻				120
		先進生命医科学系専攻		119		
		医療創成工学専攻			8	
		健康科学専攻			17	
		未来社会医学専攻			5	
		研究科計		119	30	120
	保健学研究科	保健学専攻		79	50	
	農学研究科	食料共生システム学専攻		54		
		資源生命科学専攻		88		
		生命機能科学専攻		110		
		研究科計		252		
	全博士課程合計		25	2,619	906	460
令和9年度	医学研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			8	
		研究科計			8	240
	医学系研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			16	
		健康科学専攻			34	
		未来社会医学専攻			10	
		研究科計			60	240
	保健学研究科	保健学専攻			25	
	全博士課程合計				903	480
令和10年度	医学研究科	医科学専攻				120
		研究科計				120
	医学系研究科	医科学専攻				360

		研究科計				360
	全博士課程合計					480

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2 年次編入学定員		3 年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1, 490
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404	
	環境共生学科	80				3	3	326	
	子ども教育学科	50						200	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1, 120	1, 120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1, 080	1, 080
理学部	数学科	28	153			学科共通	25	112	662
	物理学科	35				25		140	
	化学科	30						120	
	生物学科	25						100	
	惑星学科	35						140	
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1, 335
	医療創成工学科	25				5	5	110	
	保健学科	看護学専攻						600	
		検査技術科学専攻							
		理学療法学専攻							
		作業療法学専攻							
工学部	建築学科	90	443			3	3	386	1, 806
	市民工学科	60				3	3	246	
	電気電子工学科	90				4	4	368	
	機械工学科	100				4	4	408	
	応用化学科	103				3	3	418	
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通	10	144	660
	資源生命科学科	55				10		220	
	生命機能科学科	69						276	
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820
合計			2, 561		5		135		10, 739

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20						34	88	24	60						
	社会動態専攻		27		12						54		36								

国際文化学研究科	文化相關専攻		18	47	6	15				36	94	18	45			
	グローバル文化専攻		29		9					58		27				
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17				102	178	33	51			
	(1年履修コース)		4							4						
	人間環境学専攻		36		6					72		18				
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18				74	74	54	54			
	実務法律専攻		80						80		240					
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20				166	166	60	60			
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32				102	102	96	96			
	現代経営学専攻		69						69		138					
理学研究科	数学専攻		22	122	4	27				44	244	12	81			
	物理学専攻		24		5					48		15				
	化学専攻		28		6					56		18				
	生物学専攻		24		6					48		18				
	惑星学専攻		24		6					48		18				
医学系研究科	医科学専攻					120	120						480	480		
	先進生命医科学系専攻		119	119						238	238					
	医療創成工学専攻				8	8						24	24			
	健康科学専攻				17	17						51	51			
	未来社会医学専攻				5	5						15	15			
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126			
	市民工学専攻		42		6					84		18				
	電気電子工学専攻		64		8					128		24				
	機械工学専攻		76		10					152		30				
	応用化学専攻		70		10					140		30				
システム情報学研究科	システム情報学専攻		103	103	12	12				206	206	36	36			
農学研究科	食料共生システム学専攻		28	132	5	23				56	264	15	69			
	資源生命科学専攻		46		8					92		24				
	生命機能科学専攻		58		10					116		30				
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33			
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69			
	国際協力政策専攻		22		7					44		21				
	地域協力政策専攻		22		8					44		24				
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30			
合計			1,330			300	120	149		2,656			900	480	378	

神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 16 年 7 月 29 日	平成 16 年 12 月 21 日
	平成 17 年 6 月 30 日	平成 17 年 12 月 28 日
	平成 19 年 3 月 30 日	平成 20 年 3 月 18 日
	平成 21 年 12 月 8 日	平成 23 年 3 月 31 日
	平成 24 年 3 月 14 日	平成 25 年 3 月 27 日
	平成 26 年 3 月 26 日	平成 26 年 9 月 30 日
	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日
	平成 31 年 3 月 5 日	令和 3 年 3 月 1 日
	令和 3 年 9 月 15 日	令和 7 年 11 月 27 日

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(可否の判定)

第 2 条 入学試験の可否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携帯し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び可否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月29日)

この細則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則(平成16年12月21日)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月8日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日)

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際現在在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 14 日)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別紙様式第 9 号の改正規定（「外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票」に改める部分に限る。）は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者で神戸大学共通細則の一部を改正する細則(平成 24 年 3 月 14 日制定)附則第 2 項の規定により、なお従前の例によるとされた者に係るこの細則による改正後の神戸大学共通細則の規定の適用については、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日)

この細則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 5 日)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 1 日)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 3 年 9 月 15 日)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、様式 8 号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 11 月 27 日)

この細則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別紙様式第1号

入 学 許 可 書			
受験番号		番	
氏 名			
神戸大学 学部に入학을許可する。			
年 月 日			
神戸大学長			

A4 (297mm×210mm)

別紙様式第2号

宣 誓 書	
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。	
神戸大学長 殿	
署 名	

A4 (297mm×210mm)

別紙様式第3号

年 月 日	
神戸大学 殿	学部 学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
休 学 願	
下記のとおり休学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

別紙様式第4号

年 月 日	
神戸大学 殿	学部 学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
復 学 願	
下記のとおり復学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 復学年月日	年 月 日

注 病気の場合は診断書(復学意見書)添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

別紙様式第 5 号

神戸大学 殿

年 月 日

学 部

学 科

学 籍 番 号

番

本人住所

氏 名

退 学 願

下記のとおりで退学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

別紙様式第 6 号

(表)

神戸大学学生証

写 真

所 属
学 籍 番 号
氏 名
生 年 月 日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発 行 年 月 年 月 日
有 効 期 限 年 月 日

神戸大学長 印

(図書館利用ID)

(生協組合員番号)

(裏)

注意事項

1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
(1)本学教職員の請求があった場合
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3)本学図書館を利用する場合
(表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)

(シール貼付スペース)

2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

別紙様式第 7 号

神戸大学 殿

年 月 日

学 部

学 科

学 籍 番 号

番

住 所

氏 名

欠 席 届

下記のとおりで欠席いたしますからお届けします。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 疾病の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 科		20 (令和)年 月 日入学・進学		学籍番号															
研究科		フリガナ																	
課 程		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)																	
専 攻		ローマ字																	
		左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)																	
氏 名																			
指導教員 (該当者のみ)		戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)																	
		生年月日 19 (昭和 平成)年 月 日生																	
		外国籍																	
現 住 所 (入学後の住所)		Eメールアドレス																	
		自宅・下宿・寮・その他()																	
		携帯																	
		P C																	
		大学が付与するアドレス以外を記入してください。																	
		住所																	
		都道府県																	
		〔固定電話〕																	
		〔携帯電話〕																	
		※留学生のみ○を入れてください。 単身 ・ 夫婦 ・ 家族																	
本人の勤務先等 (該当者のみ)		名称																	
		電話																	
履 学 歴		年 月 立 高等学校卒業																	
		・																	
		・																	
		・																	
認定試験等		・ 高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格																	
職 歴		・ ~ .																	
そ の 他		・ ~ .																	
保護者等の住所等		フリガナ																	
		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)																	
		氏 名																	
		本人との続柄()																	
		〒																	
		住所																	
		都道府県																	
		〔固定電話〕																	
		〔携帯電話〕																	
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。		☐ 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要)																	
		☐ 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入)																	
		フリガナ																	
		氏 名																	
		本人との続柄 ()																	
		〔固定電話〕																	
		〔携帯電話〕																	
		☐ 勤務先 ☐ 自宅																	

注 1 本人の氏名, 生年月日は戸籍どおり (外国人は住民票どおり) 正確に記入してください。
2 高校卒業後の学歴を有する者は, 最終出身学校名・学部・学科等 (中退を含む。) まで記入してください。
3 在学中に, 改姓・改名, 現住所変更, 保護者等の住所変更等があった場合は, 速やかに身上異動・住所変更届を, 所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4 この学生登録票に記載された個人情報については, 個人情報保護法等を遵守の上, 適切に取り扱うこととし, 在学中において, 授業料関係書類の送付, 広報誌等資料の送付など本学から連絡 (発信) する場合のほか, 教学上の名簿作成, 修学指導上必要な場合に限り利用します。

学部長 殿
研究科長 殿

47

IV 研究科規則等

神戸大学大学院システム情報学研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）及び神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(課程)

第3条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び講座)

第4条 研究科に置く専攻及び講座は、別表第1に掲げるとおりとする。

(人材養成の目的)

第5条 各課程における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

(1) 前期課程

アナリシスとシンセシスを効果的に実践するシステムズ・アプローチの方法論と問題解決能力、情報処理の新しい理論や先端的な情報応用技術、超並列計算・アルゴリズム等の高性能計算技術を身につけ、新興領域や融合領域における価値創造に必要な複眼的視野を有する創造性豊かな人材の養成を目的とする。

(2) 後期課程

前期課程で修得した能力を更に進化・発展させ、自ら問題を設定・解決できる高度な課題探究能力を備え、新たな知識・価値の創出並びにシステム情報学の発展に寄与する豊かな創造性及び国際感覚を有する人材の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て定める。

第8条 削除

(前期課程の入学資格)

第9条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により

学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

（前期課程への早期入学）

第 9 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（進学）

第 10 条 神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

（後期課程の入学資格）

第 11 条 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（選考方法）

第12条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

第13条 削除

（転入学）

第14条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

（再入学）

第15条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法）

第16条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 前項に掲げる授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

（授業科目等）

第17条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

（単位の基準）

第18条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第 19 条 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、研究科に配置された本学の専任の教授（特命教授を除く。）とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に配置された本学の専任の准教授、講師、助教（これらのうち特命教員を除く。）をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第 20 条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

4 第 2 項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、第 32 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 21 条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程にあつては 15 単位を限度とし、後期課程にあつては 4 単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第 32 条に規定する単位として認めることができる。

4 前 3 項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修させる場合について準用する。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 21 条の 2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程にあつては 15 単位を限度とし、後期課程にあつては 4 単位を限度として、第 32 条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 教学規則第 75 条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しな

なければならない。

- 3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程にあつては15単位を限度(ただし、第21条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。)とし、後期課程にあつては4単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院等の研究指導)

第23条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、後期課程の学生にあつては、特別の事情があると認められる場合に限り、2年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

(連携教育プログラム)

第24条 システム情報学の基礎、応用に関する幅広い知識、学際的視点及び高度で専門的な技術を有する人材を養成するため、博士課程に連携教育プログラムを置く。

- 2 プログラムコースに関し必要な事項は、別に定める。

第25条 削除

(留学)

第26条 学生は、第21条及び第23条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(前期課程の研究経過発表会)

第29条 研究科は、別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

- 2 前期課程の学生は、研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

(後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会)

第30条 研究科は、後期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

- 2 研究科は、別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として、研究成果発表会を開催するものとする。

- 3 後期課程の学生は、研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第31条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(成績評価基準)

第31条の2 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了)

第32条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、別表第2に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、別表第3に定める授業科目のうちから10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者）にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の課程修了の認定は、教授会の議を経て行う。

(学位の授与)

第33条 前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 システム情報学又は工学

博士課程 システム情報学、工学、計算科学又は学術

(特別聴講学生)

第34条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の聴講の許可は、学期の初めに行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を第2又は第4クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

- 4 聴講期間は、聴講科目の開講学期とし、1年以内とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、第2クォーター又は第4クォーターが開始する月の初めに入学した場合は聴講期間を2学期以内とする。

(特別研究学生)

第35条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の受入れの時期は、学年、学期又は月の初めとする。

- 3 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 36 条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 37 条 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 38 条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研究科に配置された教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 39 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 専攻及び講座（第4条関係）

専攻	講座
システム情報学専攻	システム計画
	システム計測
	システム制御
	システム数理
	システム構造
	情報セキュリティ運用論
	システム知能
	情報数理
	ソフトウェア
	情報通信
	知的データ処理
	メディア情報
	創発計算
	計算基盤
	計算流体
	シミュレーション技法
	計算分子工学
	計算生物学
	計算宇宙科学
	共創システム情報学
	先端システム情報学
	応用システム
	ソーシャルロボティクス
	知能統合
	応用計算科学
	大規模計算科学

別表第2 前期課程の授業科目及び単位数等（第17条，第32条関係）

システム情報学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
システム情報学概論 1	2	必修	基礎科目
システム情報学概論 2	2	必修	
システム計画特論 1	2	選択	専門科目
システム計画特論 2	2	選択	
システム計測特論 1	2	選択	
システム計測特論 2	2	選択	
システム制御特論 1	2	選択	
システム制御特論 2	2	選択	
システム数理特論 1	2	選択	
システム数理特論 2	2	選択	
システム数理特論 3	2	選択	
システム数理特論 4	2	選択	
システム構造特論 1	2	選択	
システム構造特論 2	2	選択	
情報セキュリティ運用論特論 1	2	選択	
情報セキュリティ運用論特論 2	2	選択	
システム知能特論 1	2	選択	
システム知能特論 2	2	選択	
情報数学特論 1	2	選択	
情報数学特論 2	2	選択	
数理論理学特論 1	2	選択	
数理論理学特論 2	2	選択	
応用論理学特論 1	2	選択	
応用論理学特論 2	2	選択	
ソフトウェア特論 1	2	選択	
ソフトウェア特論 2	2	選択	
情報通信特論 1	2	選択	
情報通信特論 2	2	選択	
知的データ処理特論 1	2	選択	
知的データ処理特論 2	2	選択	
メディア情報特論 1	2	選択	
メディア情報特論 2	2	選択	
創発計算特論 1	2	選択	
創発計算特論 2	2	選択	
計算基盤特論 1	2	選択	

計算基盤特論 2	2	選択	専門科目
計算流体特論 1	2	選択	
計算流体特論 2	2	選択	
シミュレーション技法特論 1	2	選択	
シミュレーション技法特論 2	2	選択	
計算分子工学特論 1	2	選択	
計算分子工学特論 2	2	選択	
計算生物学特論 1	2	選択	
計算生物学特論 2	2	選択	
計算宇宙科学特論 1	2	選択	
計算宇宙科学特論 2	2	選択	
共創システム情報学特論 1	2	選択	
共創システム情報学特論 2	2	選択	
先端システム情報学特論 1	2	選択	
先端システム情報学特論 2	2	選択	
システム情報学講究 1	2	必修	C ³ ユニット科目
システム情報学講究 2	2	必修	
システム情報学実践 1	2	必修	
システム情報学実践 2	2	必修	
応用システム認識論	2	選択	展開科目
応用システム計画論	2	選択	
知能統合特論	2	選択	
ソーシャルロボティクス特論	2	選択	
地球シミュレーション	2	選択	
大規模シミュレーション総論	2	選択	
超並列処理特論	2	選択	
特定研究 1	6	必修	
特定研究 2	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：24単位

選択：6単位以上

専門科目より2単位以上， 展開科目より2単位以上を修得すること。

別表第3 後期課程の授業科目及び単位数等（第17条，第32条関係）

システム情報学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
システム情報学総合講究1	1	必修	C ³ ユニット科目
システム情報学総合講究2	1	必修	
システム情報学総合実践1	1	必修	
システム情報学総合実践2	1	必修	
特定研究	6	必修	
ジョブ型研究インターンシップ	2	選択	修了要件に含まず

（備考）

修了要件 10単位

神戸大学大学院システム情報学研究科転入学に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則第14条の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転入学資格)

第2条 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

2 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

(出願手続)

第3条 転入学を志願する者は、入学の時期の2か月前の所定の期日(特別の事情があると認められた者は、この限りでない。)までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類をシステム情報学研究科長に提出しなければならない。

(1) 転入学願書(所定の用紙)

(2) 履歴書(所定の用紙)

(3) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)

(4) 研究計画書(2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)

(5) 振替払込受付証明書(検定料)(所定の用紙)

(選考方法)

第4条 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 転入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について、修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は、20単位を限度として、博士課程後期課程において修得した単位は、4単位を限度としてシステム情報学研究科において修得した単位として認める。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科再入学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則第15条第2項に定める再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で中途退学した者又は除籍された者

(出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、入学の時期の2か月前(特別の事情があると認められた者は、この限りでない。)までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を添えて、システム情報学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (4) 研究計画書(2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (5) 振替払込受付証明書(検定料)(所定の用紙)

(選考方法)

第4条 前期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 再入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 再入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 退学又は除籍前に修得した単位は、前期課程にあつては20単位、後期課程にあつては4単位を限度として認める。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科外国人特別学生入学選考規程

平成22年3月23日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院システム情報学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第3条 研究科の前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (7) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

(8) その他研究科において必要と認める書類

2 研究科の後期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 入学願書(所定の用紙)

(2) 履歴書(所定の用紙)

(3) 出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書

(4) 出身大学の指導教授の推薦状

(5) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類

(6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

(7) その他研究科において必要と認める書類

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科科目等履修生規程

平成22年3月23日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則(平成22年1月26日制定)第36条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科(以下「研究科」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第5条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修の時期)

第7条 履修の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(履修期間)

第8条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年(第2クォーター又は第4クォーターが開始する月の初めに入学した場合は2学期)以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院システム情報学研究科科目等履修生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科聴講生規程

平成22年3月23日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則(平成22年1月26日制定)第37条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科(以下「研究科」という。)の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
 - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (5) その他研究科において必要と認める書類
- 2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学料及び授業料)

第5条 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講の時期)

第6条 聴講の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(聴講期間)

第7条 聴講期間は、聴講等を許可された授業科目の開講学期とし、1年(第2クォーター又は第4クォーターが開始する月の初めに入学した場合は2学期)以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第8条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第9条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(聴講証明書)

第10条 聴講生に対しては、試験に合格した授業科目について、聴講証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 聴講生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則(令和7年1月10日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科研究生規程

平成22年3月23日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則(平成22年1月26日制定)第38条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学年及び学期の初めとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 研究計画書(所定の用紙)
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (6) その他研究科において必要と認める書類

- 2 日本に居住している外国人にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

- 2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(授業科目の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(国外に居住する外国人等に対する特例)

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者についての入学の時期、出願手続及び選考方法は、教授会の議を経て別に定める。

(証明書の交付)

第14条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院システム情報学研究科研究生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

修学上の取扱いについて

他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて

他大学の大学院(以下「他大学大学院」という。)の授業科目を履修する本研究科の学生(以下「聴講派遣学生」という。)及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生(以下「特別聴講学生」という。)の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 聴講派遣学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたときは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

③ 授業料等

ア 聴講派遣学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 聴講派遣学生として、他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院との協定により定められた授業料等の額を当該大学院に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、聴講派遣学生の負担とする。

④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第21条第2項に規定する単位数(前期課程・15単位、後期課程・4単位)の範囲内において、研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

(2) 特別聴講学生

① 認 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

② 授業料等

ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

イ 他大学(外国の大学含む)の大学院との協定に基づく特別聴講学生であるときは、授業料を不徴収とすることができる。(教学規則第84条の2)

ウ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

③ 規則の遵守

特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

④ 施設等の使用

特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったと認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び教務学生グループに相談すること。

他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて

他大学の大学院又は研究所等(以下「他大学大学院等」という。)において研究指導を受ける本研究科の学生(以下「研究指導委託学生」という。)及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院(以下「他大学大学院」という。)の学生(以下「特別研究学生」という。)の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 研究指導委託学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めたときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院において研究指導を受けることを許可する。

③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することがある。

④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 研究指導委託学生として他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院等との協定により定められた授業料等の額を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、研究指導委託学生の負担とする。

⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第23条に規定する研究指導として認定する。

(2) 特別研究学生

① 認 可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、博士後期課程にあっては特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

③ 授業料等

ア 特別研究学生に係わる検定料及び入学料は徴収しない。

イ 他大学(外国の大学含む)の大学院との協定に基づく特別研究学生であるときは、授業料を不徴収とすることができる。(教学規則第84条の2)

ウ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び教務学生グループに相談すること。

C³の履修に関する申合せ

(令和7年1月10日 決定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、システム情報学部規則（令和7年3月24日制定）第4条及びシステム情報学研究科規則（平成22年1月26日制定）第17条に定める「C³に関する授業科目」について、他大学や他大学院等に所属する者から履修希望があった場合、その受け入れについて次のとおり申し合わせるものとする。

第2条 「C³に関する授業科目」とは、以下の授業科目とする。

システム情報学部		C ³
システム情報学研究科	博士課程前期課程	システム情報学講究 1 システム情報学講究 2 システム情報学実践 1 システム情報学実践 2
	博士課程後期課程	システム情報学総合講究 システム情報学総合実践

(履修資格)

第3条 「C³に関する授業科目」の履修を希望できる者は、原則として、システム情報学部又はシステム情報学研究科と教育研究交流に関する協定を締結した機関に在籍し、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 大学院に在籍する正規の学生

ただし、博士課程前期課程又は修士課程については、当該課程に1年以上在籍（休学期間を除く。）している者（申請年度末をもって1年間在学する見込みの者を含む。）に限る。

2. 大学に正規の学生として2年以上在学（休学期間を除く。）している者（申請年度末をもって2年間在学する見込みの者を含む。）

3. 工業高等専門学校専攻科に在籍している者

4. システム情報学部又はシステム情報学研究科において、前1～3号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(履修手続)

第4条 「C³に関する授業科目」の履修を希望する者は、所定の期日までに、履修希望届をシステム情報学部長又はシステム情報学研究科長（以下「学部等の長」という。）に提出しなければならない。

(身分)

第5条 「C³に関する授業科目」の履修を希望する者は、次の各号のとおり受け入れるものとする。

1. 第3条第1項に該当する者は、システム情報学研究科規則第34条に規定する特別聴講学生として受け入れる。

2. 同条第2項及び3項に該当する者は、システム情報学部規則第17条に規定する特別聴講学生として受け入れる。

3. 同条第4項に該当する者は、システム情報学部規則第18条又はシステム情報学研究科規則第36条に規定する科目等履修生として受け入れる。

(期間)

第6条 「C³に係る授業科目」を履修する期間は、原則として4月～3月の1年とする。

(その他)

第7条 この申合せに定めるもののほか、この申合せの実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部等の長が定める。

附 則

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程

令和5年3月15日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則(平成22年1月26日制定)第24条第2項の規定に基づき、連携教育プログラム(以下「プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(プログラムの設置)

第2条 プログラムは、神戸大学大学院システム情報学研究科(以下「研究科」という。)が独自に設置するものの他、研究科と他研究科又は研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協議に基づいて設置する。

- 2 設置するプログラムは、別表のとおりとする。
- 3 各プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会の議を経て、神戸大学大学院システム情報学研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

プログラム名	課程	連携研究科・専攻	目的
先端 IT イノベーション 人材育成プログラム	前期課程	科学技術イノベーション研 究科・科学技術イノベーシ ョン専攻	先端 IT 分野における研究開発を 行い、そこから生み出される学術 的研究成果(科学技術上のブレー クスルー)をもとに、社会的・経 済的価値を創造(イノベーション) しうる人材を養成する。
スマート農業デジタル トランスフォーメーシ ョン人材育成プログラ ム	前期課程	農学研究科・全専攻	農業 DX の動向を把握し、社会・ 消費者ニーズに合致したデジタル 化農業をけん引する人材を養成す る。
計算数理プログラム	前期課程	理学研究科・数学専攻	計算に関わる基礎数理と知能情報 科学の展開を俯瞰し実践的能力を 涵養する。
数理構造プログラム	前期課程	理学研究科・数学専攻	代数系の堅固な構造と論理学の柔 軟な展開を俯瞰し実践的能力を涵 養する。
グローバル IT プログラ ム	前期課程	国際文化学研究科・全専攻	グローバル化する社会において IT を活用できる人材を育成する。

先端 IT イノベーション人材育成プログラム実施要領

令和 5 年 3 月 15 日 制定

令和 7 年 3 月 6 日 改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程(令和 5 年 3 月 15 日制定)第 1 条に規定する先端 IT イノベーション人材育成プログラム(以下「プログラム」という。)」の実施に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 プログラムは、先端 IT 分野における研究開発を行い、そこから生み出される学術的研究成果(科学技術上のブレークスルー)をもとに、社会的・経済的価値を創造(イノベーション)しうる人材の養成を目的とする。

(プログラムの開設とその調整)

第 3 プログラムは、システム情報学研究科及び科学技術イノベーション研究科(以下「当該研究科」という。)の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

(履修要件等)

第 4 プログラムは、学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は別表のとおりとする。

(履修申請等)

第 5 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修対象学生

システム情報学研究科(システム情報学専攻)博士課程前期課程学生

(2) プログラムの定員

定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の場合は調整する場合がある。

(3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「プログラム履修申請書」を工・システム事務部学務課教務学生グループに所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

なお、期間終了後に履修を希望する場合は、速やかに工・システム事務部学務課教務学生グループまで申し出ることとする。

(修了要件)

第 6 プログラムを修了しようとする者は以下の(1)及び(2)の要件を全て満たさなければならない。

(1) システム情報学研究科博士課程前期課程の修了要件を満たすこと。

(2) 別表に示す開設授業科目のうち、科学技術イノベーション研究科が担当する授業科目から 4 単位を修得すること。

(修了認定証の授与)

第 7 プログラム修了の判定は、システム情報学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要領に必要な事務は、工・システム事務部学務課教務学生グループにおいて行う。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

担当研究科	授業科目	
科学技術イノベーション研究科	・集積システム論(2 単位) ・先端生体計測特論(2 単位) ・量子計算機工学特論(2 単位) ・社会ソリューション特論(2 単位)	
システム情報学研究科	令和 7 年度以降 入学生	・システム情報学講究 1(2 単位) ・システム情報学講究 2(2 単位)
	令和 5～6 年度 入学生	・システム情報学講究(4 単位)

スマート農業デジタルトランスフォーメーション人材育成プログラム実施要領

令和 5 年 3 月 15 日 制定

令和 7 年 3 月 6 日 改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程(令和 5 年 3 月 15 日制定)第 1 条に規定するスマート農業デジタルトランスフォーメーション人材育成プログラム(以下「プログラム」という。)」の実施に関し必要な事項を定める。

(プログラムの開設と調整)

(目 的)

第 2 プログラムは、農業 DX の動向を把握し、社会・消費者ニーズに合致したデジタル化農業をけん引する人材の養成を目的とする。

(プログラムの開設とその調整)

第 3 プログラムは、システム情報学研究科及び農学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

(履修要件等)

第 4 プログラムは、学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は別表のとおりとする。

(履修申請等)

第 5 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修対象学生

システム情報学研究科(システム情報学専攻)博士課程前期課程学生

(2) プログラムの定員

定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の場合は調整する場合がある。

(3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「プログラム履修申請書」を工・システム事務部学務課教務学生グループに所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

なお、期間終了後に履修を希望する場合は、速やかに工・システム事務部学務課教務学生グループまで申し出ることとする。

(修了要件)

第 6 プログラムを修了しようとする者は以下の(1)及び(2)の要件を全て満たさなければならない。

(1) システム情報学研究科博士課程前期課程の修了要件を満たすこと。

(2) 別表に示す開設授業科目のうち、農学研究科が担当する授業科目から*印を付した授業科目を含めた 4 単位を修得すること。

(修了認定証の授与)

第 7 プログラム修了の判定は、システム情報学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

- 2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

- 2 この要領に必要な事務は、工・システム事務部学務課教務学生グループが行う。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

担当研究科	授業科目
農学研究科	・ スマートデジタル農場実習(1 単位)* ・ 農業 DX 演習(1 単位)* ・ 先端融合科学特論 A(環境編)(1 単位) ・ 先端融合科学特論 A(食料編)(1 単位) ・ 先端融合科学特論 A(健康生命編)(1 単位)
システム情報学研究科	・ システム情報学概論 1(2 単位) ・ システム情報学概論 2(2 単位)

計算数理プログラム実施要領

令和 5 年 3 月 15 日 制定

令和 7 年 3 月 6 日 改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程(令和 5 年 3 月 15 日制定)第 1 条に規定する計算数理プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 プログラムは、計算に関わる基礎数理と知能情報科学の展開を俯瞰し実践的能力を有する人材の養成を目的とする。

(プログラムの開設とその調整)

第 3 プログラムは、システム情報学研究科及び理学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

(履修要件等)

第 4 プログラムは、学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は別表のとおりとする。

(履修申請等)

第 5 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修対象学生

システム情報学研究科(システム情報学専攻)博士課程前期課程学生

(2) プログラムの定員

定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の場合は調整する場合がある。

(3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「プログラム履修申請書」を工・システム事務部学務課教務学生グループに所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

なお、期間終了後に履修を希望する場合は、速やかに工・システム事務部学務課教務学生グループまで申し出ることとする。

(修了要件)

第 6 プログラムを修了しようとする者は以下の(1)及び(2)の要件を全て満たさなければならない。

(1) システム情報学研究科博士課程前期課程の修了要件を満たすこと。

(2) 別表に示す開設授業科目のうち、システム情報学研究科が担当する授業科目から 2 単位、理学研究科が担当する授業科目から 4 単位を修得すること。

(修了認定証の授与)

第 7 プログラム修了の判定は、システム情報学研究科において実施し、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要領に必要な事務は、工・システム事務部学務課教務学生グループにおいて行う。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

担当研究科	授業科目
理学研究科	・ 計算情報数学 (2 単位) ・ 応用数理特論 1 (2 単位)
システム情報学研究科	・ 数理論理学特論 1 (2 単位) ・ 応用論理学特論 2 (2 単位)

数理構造プログラム実施要領

令和 5 年 3 月 15 日 制定

令和 7 年 3 月 6 日 改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程(令和 5 年 3 月 15 日制定)第 1 条の規定により数理構造プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 プログラムは、代数系の堅固な構造と論理学の柔軟な展開を俯瞰し実践的能力を有する人材の養成を目的とする。

(プログラムの開設とその調整)

第 3 プログラムは、システム情報学研究科及び理学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

(履修要件等)

第 4 プログラムは、学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は別表のとおりとする。

(履修申請等)

第 5 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修対象学生

システム情報学研究科(システム情報学専攻)博士課程前期課程学生

(2) プログラムの定員

定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の場合は調整する場合がある。

(3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「プログラム履修申請書」を工・システム事務部学務課教務学生グループに所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

なお、期間終了後に履修を希望する場合は、速やかに工・システム事務部学務課教務学生グループまで申し出ることとする。

(修了要件)

第 6 プログラムを修了しようとする者は以下の(1)及び(2)の要件を全て満たさなければならない。

(1) システム情報学研究科博士課程前期課程の修了要件を満たすこと。

(2) 別表に示す開設授業科目のうち、システム情報学研究科が担当する授業科目から 2 単位、理学研究科が担当する授業科目から 4 単位を修得すること。

(修了認定証の授与)

第 7 プログラム修了の判定は、システム情報学研究科において実施し、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要領に必要な事務は、工・システム事務部学務課教務学生グループにおいて行う。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

担当研究科	授業科目
理学研究科	・代数学(2 単位) ・構造数理特論 1(2 単位)
システム情報学研究科	・情報数学特論 2(2 単位) ・応用論理学特論 1(2 単位)

グローバル IT プログラム実施要領

令和 5 年 3 月 15 日 制定

令和 7 年 3 月 6 日 改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、神戸大学大学院システム情報学研究科連携教育プログラム規程(令和 5 年 3 月 15 日制定)第 1 条に規定するグローバル IT プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 プログラムは、グローバル化する社会において IT を活用できる人材の育成を目的とする。

(プログラムの開設とその調整)

第 3 プログラムは、システム情報学研究科及び国際文化学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

(履修要件等)

第 4 プログラムは、学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は別表のとおりとする。

(履修申請等)

第 5 履修申請等は、次のとおりとする。

(4) 履修対象学生

システム情報学研究科(システム情報学専攻)博士課程前期課程学生

(5) プログラムの定員

定員は設けない。ただし、履修希望者が多人数の場合は調整することがある。

(6) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「プログラム履修申請書」を工・システム事務部学務課教務学生グループに所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

なお、期間終了後に履修を希望する場合は、速やかに工・システム事務部学務課教務学生グループまで申し出ることとする。

(修了要件)

第 6 プログラムを修了しようとする者は以下の(1)及び(2)の要件を全て満たさなければならない。

(1) システム情報学研究科博士課程前期課程の修了要件を満たすこと。

(2) 別表に示す開設授業科目のうち、国際文化学研究科が担当する授業科目から講義科目 2 単位、演習科目 2 単位を修得すること。

(修了認定証の授与)

第 7 プログラム修了の判定は、システム情報学研究科において実施し、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要領に必要な事務は、工・システム事務部学務課教務学生グループにおいて行う。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

担当研究科	授業科目
国際文化学研究科	(講義科目) ・社会人類学特殊講義(2 単位) ・現代人類学特殊講義(2 単位) ・民族誌論特殊講義(2 単位) ・越境文化形成論特殊講義(2 単位) ・多文化政治社会論特殊講義(2 単位) ・ジェンダー社会文化論特殊講義(2 単位) ・文化規範形成論特殊講義(2 単位) ・現代芸術動態論特殊講義(2 単位) ・文化環境形成論特殊講義(2 単位) ・非言語コミュニケーション論特殊講義(2 単位) ・コンピューター・シミュレーション論特殊講義(2 単位) ・情報ベース論特殊講義(2 単位) ・計算科学応用論特殊講義(2 単位) ・認知情報システム論特殊講義(2 単位) (演習科目) ・言語コミュニケーション論演習(2 単位) ・感性コミュニケーション論演習(2 単位) ・IT コミュニケーション論演習(2 単位)
システム情報学研究科	・システム情報学概論 1(2 単位) ・システム情報学概論 2(2 単位)

V 授業の概要について

1 教育研究体制

21 世紀になり、ますます激化する厳しい国際競争の下で、資源に乏しい我が国が、国際競争力を維持し、発展していくためには、卓越した科学技術とそれを源泉とする持続的なイノベーションの推進・強化が必要不可欠である。社会構造や価値観が大きく変化し、ものづくりの多様化・複雑化、健康・医療・福祉の重点化、地球環境への配慮などが強く叫ばれるようになり、従来の学問分野にとらわれない新興領域・融合領域において活躍できる高度な専門教育を受けた人材の発掘と養成が極めて重要な課題となっている。

システム情報学研究科は、従来の工学研究科情報知能学専攻を発展的に再編することにより、2010 年 4 月に新たに設置された大学院組織のみから成る独立研究科であり、(1) システムの解析や統合のための基礎理論・方法論並びにシステムズ・アプローチによる問題解決の方法論を展開することにより、大規模・複雑なシステムに対する解析・統合の基礎を供する「システム科学専攻」、(2) 情報と計算の理論的基礎並びに情報処理や情報メディアの基礎から応用に関する新しい技術や方法論を開拓することにより、情報の創出・処理・利用に寄与する「情報科学専攻」、(3) スーパーコンピュータベースの高性能計算の基盤技術及び計算アプローチによる科学技術探求とその方法論の展開を図る「計算科学専攻」の 3 専攻から構成された。その後、10 年以上を経て、2023 年 4 月、新興領域・融合領域における新たな学問領域を創出するという研究科の理念を実現するため、3 専攻が構築した価値観と問題意識を独立に発展させるのではなく、それらを融合し、「システム情報」を対象とした学問領域としてのシステム情報学の学理を確立させ、更なる飛躍を生み出すことをねらい、三つの専攻を一つに融合させたシステム情報学専攻からなる大学院に改組された。

このシステム情報学専攻では、次に示す教育研究組織のもと、多様化・複雑化するシステム情報学への社会からの要請に応え、さらなるシステム情報学の発展を導くため、時代の要請や研究者・学生の関心・問題意識・価値観に応じて複数の専門領域が自由に繋がることで、分野と世代の垣根を超えた共創と協働を生み出し、さらに、その繋がり方を迅速かつ柔軟に変化させることが可能な、ネットワーク型の教育研究体制として社会ニーズや技術動向を踏まえた C³ (Co-Creation and Collaboration) ユニットを構成し、前期課程学生と後期課程学生が共創協働的に連携できる教育プログラムを編成、教育研究にあたっている。

教 育 研 究 組 織

研究科	専 攻	講 座
システム 情報学研究科	システム情報学 専攻	システム計画、システム計測、システム制御、システム数理、システム構造、 情報セキュリティ運用論、システム知能、情報数理、ソフトウェア、情報通信、 知的データ処理、メディア情報、創発計算、計算基盤、計算流体、 シミュレーション技法、計算分子工学、計算生物学、計算宇宙科学、 共創システム情報学、先端システム情報学、応用システム、 ソーシャルロボティクス、知能統合、応用計算科学、大規模計算科学

2 教育の目指すもの

システム情報学は、大規模で複雑なシステムの設計や制御に関わる理論と方法論、サイバー空間とフィジカル空間の融合した世界を構築する情報通信関連技術、価値ある情報の創出・表現・収集・蓄積・伝達・処理・利用に関する基礎理論であるデータサイエンスと人工知能、科学技術の新しい方法論としての高性能計算を用いる計算科学、それらの共通基盤である数理科学を基礎とし、その上で、機械システムや電気・電子システム、情報・ネットワークシステム、社会システム、医療システム、環境システムなど、数多くの分野が複雑に関係する話題についての現代の社会が抱える重要な課題の解決や価値創造への貢献を目指すものである。

このシステム情報学においては、最先端技術やそれを問題解決のために使いこなす能力を備えた高度技術者の養成だけでなく、広い知見に基づく先見性、課題を自ら発見・設定する能力、積極性のある実行力、さらに、分野を先導し、後進を育成する指導力など、一層高度な研究推進能力を有し、新領域を切り開きイノベーションにつながるような新しい理論・方法論を構築する人材の育成が重要である。

博士課程前期課程では、この教育理念のもと、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性に加え、システム情報学における幅広い知識および学際的視点を有する人材、特に、超スマート社会が要求する新興領域・融合領域での問題解決に肝要となる複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人を養成する。

博士課程後期課程では、この教育理念のもと、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性に加え、前期課程での教育を更に発展・深化させ、超スマート社会において先導的役割を担う人材、すなわち、自ら問題を設定・探求・解決できる高度な課題探求能力、新たな知識・価値の創出に寄与する豊かな創造性と国際感覚を有する研究者・高等教育研究機関の教員・高度専門職業人等を養成する。

3 修学上の一般的事項

1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

2 授業について

(1) 学期（授業期間）

平成28年度から「2学期クォーター制」を導入しています。2学期クォーター制とは、前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の授業期間を半分に分け、原則として各8週で授業を行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

(3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履修が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、おおむね15時間から45時間までの範囲で、各研究科規則で定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習による授業科目については、授業科目により15時間又は30時間の授業をもって1単位及び実験・実習による授業科目については30時間の授業をもって1単位としています。

(4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限実施しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：00～18：30

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

システム情報学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例

を実施しています。

社会人学生は、授業担当教員と相談の上、該当教員の合意を得て、授業の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。

3 授業科目及び履修要件について

(1) 授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、授業科目の概要等については、「教育の目指すもの及び教育課程」（前期日程p.88・後期日程p.93）を参照してください。なお、神戸大学ホームページ（本研究科又はうりぼーネット（神戸大学教務情報システム））からも参照することができます。

(2) 修了要件

前期課程 修了に必要な修得単位は30単位以上です。詳細は、研究科規則別表第2を参照してください。

後期課程 修了に必要な修得単位は10単位以上です。詳細は、研究科規則別表第3を参照してください。

4 履修手続について

前期課程

授業科目の履修に当たっては、本紙掲載の「授業科目開講予定一覧表」及び毎学期の当初に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する2年間にわたる履修授業科目を綿密に検討し、指導教員の承認を得た上で履修するようにしてください。履修登録は、学期の初めにWEB登録を行ってください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、登録期間前に事前登録を行う（受講許可カードを提出する）場合があるので、ホームページの履修登録関係画面で確認してください。

〔注意事項〕

① 登録方法・登録期間等

うりぼーポータル内にある教務システム「うりぼーネット」利用の手引き（学生用）を熟読の上、WEB画面で登録を行ってください。登録期間等については、掲示等でお知らせします。

また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度、掲示・ホームページ上でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

② 提出先

システム情報学研究科学務課教務学生グループ

③ 提出方法

パソコンからWEB画面で登録を行ってください。

④ 履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。

後期課程

授業科目の履修は、システム情報学研究科学務課教務学生グループにおいて登録しますので、自分で登録する必要はありません。

5 定期試験について

前期課程

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業が終了する前に行うこともあります。

また、定期試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

〔注意事項〕

- ① 試験室で不正行為のあるときは、直ちに厳重なる処罰をします。
- ② 試験開始 20 分間は、受験者の退室を認めません。
- ③ 試験開始 20 分を経過した後は、受験者の入室を認めません。
- ④ 答案用紙は、答案の成否にかかわらず各枚ごとに必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。
- ⑤ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。
- ⑥ 試験に不必要なものは、一切かばん類の中へしまうか、又は所定の場所へ置いてください。
- ⑦ 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合あるいは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、試験監督教員に届け出てください。
- ⑧ 一旦退室した者は、いかなる理由があっても、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。
- ⑨ 携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいかなる目的であっても使用することは一切認めません。必ず電源を切った上でかばん等の中へしまってください。試験中、これらの機器に触れている場合、ポケット等に入れている場合、もしくは机の上あるいは中に置いている場合、不正行為とみなします。
(なお、試験時間中にかばん等の中で着信音やマナーモードの振動音等が発生した場合は、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出すことがあります。)
- ⑩ 警報等の発令により試験が実施されなかった場合、代替日はその都度掲示します。

後期課程

- (1) 本研究科の授業科目の試験は、授業科目の授業が終了した学期末に、各担当教員が期日を定めて、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行います。
- (2) 試験の実施要領については、各担当教員より通知します。

6 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

(2) 成績評価

成績は、定期試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお、評語及び基準は次のとおりです。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 90点未満
良	70点 ～ 80点未満
可	60点 ～ 70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

7 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

前期課程

本研究科前期課程の修了要件については、研究科規則第32条第1項において、研究科前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

後期課程

本研究科後期課程の修了要件については、研究科規則第32条第2項において、研究科後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することと規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員が研究指導題目を定め、指導教員と関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

システム情報学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

1. 指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講す

ることができます。

2. 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に関する優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると、指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究することができます。

8 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定 平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正 令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正
令和3年5月26日 全学教務委員会 一部改正 令和4年3月23日 全学教務委員会 一部改正
令和5年7月26日 全学教務委員会 一部改正 令和8年2月18日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の＜1＞から＜4＞のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

＜1＞六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

＜2＞楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））、阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が同時に運休した場合

＜3＞名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮

- 駅)) 及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅)) が全て同時に運休した場合
(2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅)) が運休した場合

< 4 > 深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)) , 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅)) , 阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅)) が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の< 1 >から< 4 >のとおり警報(ただし暴風, 大雪, 暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合, 当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお, 気象警報が広域に発表された場合は, 神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。
ただし, 気象警報が解除された場合は, 次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに, 気象警報が解除された場合は, 1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに, 気象警報が解除された場合は, 午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに, 気象警報が解除された場合は, 午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 1 > 六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

< 2 > 楠地区

神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合

< 3 > 名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

< 4 > 深江地区

神戸市東灘区に警報又は特別警報が発表された場合

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区(六甲台地区, 楠地区, 名谷地区, 深江地区)の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合, 当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。
ただし, 午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は, 1 時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず, 授業開講部局の長が, 学生の安全確保のため必要があると判断した場合は, 当該部局の授業等について, 休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は, 学内掲示板, うりぼーネット, 各部局のホームページ等により, あらかじめ周知する。

(注) 1. 交通機関の運休とは, 事故, 気象現象, 地震, その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。

2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは、令和8年3月17日から適用する。

9 システム情報学部及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申合せ

(令和7年1月10日 決定)

(趣旨)

1. この申合せは「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成25年10月23日全学教務委員会決定）に基づき、システム情報学部及びシステム情報学研究科（以下「開講部局」という。）において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てについて定める。

(申し立ての理由)

2. 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、学部長または研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

3. 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、システム情報学研究科学務課教務学生グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

4. 申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかにシステム情報学研究科学務課教務学生グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により学部長または研究科長に報告することとする。

10 システム情報学部及びシステム情報学研究科の学生の試験等における不正行為に関する申合せ

(平成30年2月9日教授会決定)

(令和7年1月10日一部改正)

システム情報学部・システム情報学研究科（以下「学部等」という。）の学生（以下「当該学生」

という。)が、試験及びレポート等において不正行為を行ったときは、次のとおり取り扱うものとする。

1. 学部等の授業に関する試験において不正行為を行ったときは、監督者は試験の続行を直ちに中止させ、事後、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
2. 学部等の授業に関するレポート等において不正行為を行ったときは、担当教員は当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
3. 教授会は、前2項の不正行為を行った学生に対しては、次の処置をとるものとする。
 - (1) 学部等の授業科目については、当該学期のすべての授業科目にかかわる成績を無効とする。
ただし、研究科の判断により、次の授業科目については、成績を認めることがある。

学 部：専門科目（総合系）の授業科目

大学院（前期課程）：C³ユニット科目の授業科目、特定研究1、特定研究2

大学院（後期課程）：C³ユニット科目の授業科目、特定研究

- (2) 全学共通授業科目及び他学部・研究科科目については、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。
 - (3) 前2号の処置の内容は、個人を特定する情報（氏名、学籍番号）を除き、学部等において掲示により公表する。
4. 教養教育院、他学部・研究科から不正行為の通知があった場合も、前項と同じ処置をとるものとする。

附 則

この申し合わせは、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和7年1月10日)

この申合せは、令和7年4月1日から適用する。

4 博士課程前期課程の教育課程

1 授業科目の概要

【基盤科目】

主として1年次において履修する必修科目であり、「システム情報学概論1,2」の2科目(4単位)からなる。システム情報学の根幹をなす概念や理論、システム情報学的視座のもとでの社会的課題解決や価値創造の考え方や方法を体系的に修得する。

【専門科目】

主として1年次において履修する選択科目であり、合計48科目(92単位)からなる。社会的課題解決や価値創造のために必要なシステム情報技術学に関わる各教育研究分野におけるさまざまな理論や技術・技法の基礎並びに発展的内容を修得する。

【C³ユニット科目】

1年次と2年次において履修する必修の演習科目であり、「システム情報学講究1,2」と「システム情報学実践1,2」の4科目(8単位)からなる。社会ニーズや技術動向に基づいて設定されたC³(Co-Creation and Collaboration)ユニットにおいて、多様性を持つ学生数名から構成されるProject/Problemチームを組み、学生の自主的な発想と問題設定のもとに課題発見、解決に取り組むことで、システム情報学のエキスパートとして必須な技術・技法の修得、及び課題発見・解決力、論理的思考力、規範的判断力を養う。

【展開科目】

主として1年次において履修する選択科目であり、合計7科目(14単位)からなる。学外の連携講座の研究教育分野における発展的内容を学ぶことを通じてシステム情報学における複眼的発想力と学際的視点を獲得する。

【特定研究】

1年次と2年次において履修する必修の演習科目であり、「特定研究1」と「特定研究2」の2科目(12単位)からなる。「特定研究1」では修士論文作成のために必要な資料調査、解析、検討、評価を行い、「特定研究2」では「特定研究1」において各自が取り組んでいる修士論文を完成させる。これらを通じて、所属する教育研究分野における高度な専門知識、課題発見と問題解決のための能力を養う。

2 授業科目開講予定一覧表及び修了要件

(システム情報学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担 当 教 員	備 考
				1 年次・2 年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基盤科目	システム情報学概論 1	2	必修	30				全 教 員	
	システム情報学概論 2	2	〃			30		全 教 員	
専門科目	システム計画特論 1	2	選択	30				國 領 大 介	
	システム計画特論 2	2	〃			30		國 領 大 介	
	システム計測特論 1	2	〃	30				的 場 修	
	システム計測特論 2	2	〃			30		米 田 成	
	システム制御特論 1	2	〃	30				羅 志 偉	
	システム制御特論 2	2	〃			30		全 昌 勤	
	システム数理特論 1	2	〃			30		佐 野 英 樹	
	システム数理特論 2	2	〃	30				増 淵 泉	
	システム数理特論 3	2	〃			30		國 谷 紀 良	
	システム数理特論 4	2	〃	30				若 生 将 史	
	システム構造特論 1	2	〃	30				中 本 裕 之	
	システム構造特論 2	2	〃			30		山 下 歩	
	情報セキュリティ運用論特論 1	2	〃	30				鳩 野 逸 生	
	情報セキュリティ運用論特論 2	2	〃			30		伴 好 弘	
	システム知能特論 1	2	〃	30				熊 本 悦 子	
	システム知能特論 2	2	〃			30		大 野 麻 子	
	情報数学特論 1	2	〃	30				桔 梗 宏 孝	
	情報数学特論 2	2	〃			30		澤 正 憲	
	数理論理学特論 1	2	〃	30				倉 橋 太 志	
	数理論理学特論 2	2	〃					ブレンドル・ヤーグ	
	応用論理学特論 1	2	〃	30				メヒア ディエゴ	
	応用論理学特論 2	2	〃			30		菊 池 誠	
	ソフトウェア特論 1	2	〃	30				藤 井 信 忠	
	ソフトウェア特論 2	2	〃			30		福 島 宙 輝	
	情報通信特論 1	2	〃	30				太 田 能	
	情報通信特論 2	2	〃			30		フィネルティ バトリック	

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担 当 教 員	備 考
				1 年次・2 年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
専 門 科 目	知的データ処理特論 1	2	選択	30				大 川 剛 直	
	知的データ処理特論 2	2	〃			30		小 松 瑞 果	
	メディア情報特論 1	2	〃	30				滝 口 哲 也	
	メディア情報特論 2	2	〃			30		滝 口 哲 也	
	創 発 計 算 特 論 1	2	〃	30				玉 置 久	
	創 発 計 算 特 論 2	2	〃			30		浦久保 孝光	
	計 算 基 盤 特 論 1	2	〃	30				(不 開 講)	
	計 算 基 盤 特 論 2	2	〃			30		(不 開 講)	
	計 算 流 体 特 論 1	2	〃	30				坪 倉 誠	
	計 算 流 体 特 論 2	2	〃			30		バレ ラフル	
	シミュレーション技法特論 1	2	〃	30				陰 山 聡	
	シミュレーション技法特論 2	2	〃			30		(不 開 講)	
	計 算 分 子 工 学 特 論 1	2	〃	30				天能 精一郎	
	計 算 分 子 工 学 特 論 2	2	〃			30		上 島 基 之	
	計 算 生 物 学 特 論 1	2	〃	30				(不 開 講)	
	計 算 生 物 学 特 論 2	2	〃			30		(不 開 講)	
	計 算 宇 宙 科 学 特 論 1	2	〃	30				臼 井 英 之	
	計 算 宇 宙 科 学 特 論 2	2	〃			30		三 宅 洋 平	
	共創システム情報学特論 1	2	〃	30				小 林 太 浦久保 孝光	
	共創システム情報学特論 2	2	〃			30		仁 田 功 一 坂 本 尚 久	
先端システム情報学特論 1	2	〃	30				古 賀 朱 門 上 崎 麻 衣 子		
先端システム情報学特論 2	2	〃			30		古 賀 朱 門 上 崎 麻 衣 子		
C ³ ユ ニ ツ ト 科 目	システム情報学講究 1	2	必修	30				全 教 員	
	(システム情報学講究 1)	(2)	〃			(30)		(全 教 員)	※1
	システム情報学講究 2	2	〃			30		全 教 員	
	(システム情報学講究 2)	(2)	〃	(30)				(全 教 員)	※2
	システム情報学実践 1	2	〃	30				全 教 員	
	(システム情報学実践 1)	(2)	〃			(30)		(全 教 員)	※1
	システム情報学実践 2	2	〃			30		全 教 員	
	(システム情報学実践 2)	(2)	〃	(30)				(全 教 員)	※2

科目 区分	授業科目	単 位 数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担 当 教 員	備 考
				1 年次・2 年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
展 開 科 目	応 用 シ ス テ ム 認 識 論	2	選択	30				坂入 威郎(非) 野村 雅司(非) 檜座 秀一(非)	
	応 用 シ ス テ ム 計 画 論	2	〃	30				坂入 威郎(非) 野村 雅司(非) 檜座 秀一(非)	
	大規模シミュレーション総論	2	〃	30				富田 浩文(非) 今村 俊幸(非) 横田 秀夫(非) 大 浪 修一(非) 中村 宜文(非) 曾 田 繁利(非) 佐 藤 賢斗(非) 西 澤 誠也(非) 宮 下 治(非) ドーソン ウィリアム(非) 伊 東 真 吾(非) 上 野 知 洋(非)	
	超 並 列 処 理 特 論	2	〃	30				(不 開 講)	
	知 能 統 合 特 論	2	〃	30				上田 修功(非) 河原 吉伸(非)	
	ソーシャルロボティクス特論	2	〃	30				塩 見 昌 裕(非) 石井カルロス寿憲(非) 港 隆 史(非)	
	地 球 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン	2	〃			30		坪井誠司(非)	
	特 定 研 究 1	6	必修	90(1年次配当)				各 教 員	
	特 定 研 究 2	6	〃	90(2年次配当)				各 教 員	
	(研究指導)								

※1 前期休学者が後期復学時に履修する場合に限る。

※2 後期休学者が前期復学時に履修する場合に限る。

【修了要件】 30単位以上

必 修：24単位

選 択：6単位以上

専門科目より2単位以上， 展開科目より2単位以上を修得すること。

3 研究経過発表会について

- (1) 1年次後期または2年次前期に研究経過発表会を実施し，修士論文の作成に関し適切な指導を行います。
- (2) 研究経過発表会における発表者は，修了所要単位(30単位)のうち，4単位以上を修得している者でなければなりません。
- (3) 研究経過発表会の開催時期等は教育推進委員会委員長より通知します。
- (4) 研究経過の認定結果については，各学期成績発表日以降にWEBで閲覧可能となります。

4 連携教育プログラム

連携教育プログラムは、学生の希望により履修するもので、プログラムに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり、修了には各プログラムで定められた要件を満たさなければなりません。

※実施要領を必ず確認して下さい。（pp. 67～78 参照）

5 博士課程後期課程の教育課程

1 授業科目の概要

【C³ユニット科目】

1 年次と 2 年次において履修する必修の演習科目であり、「システム情報学総合講究 1,2」と「システム情報学総合実践 1,2」の 4 科目（4 単位）からなる。社会ニーズや技術動向に基づいて設定された C³ (Co-Creation and Collaboration) ユニットのもと、前期課程学生との異世代共創協働型 P²BL を実施しつつ、研究成果公開を目指す最先端の実践的・共創的な研究の推進、国際的な場での研究発表トレーニングを通して、未来社会の構想・設計力、ビジョン提示力、およびプロジェクト推進のための求心力とリーダーシップを獲得する。

【特定研究】

1 年次から 3 年次において履修する必修の演習科目であり、1 科目（6 単位）からなる。C³ ユニット科目の履修を通して培われた、システム情報学に関する未来社会の構想・設計力、ビジョン提示力、プロジェクト推進のための求心力とリーダーシップを元に、新しい価値の創出、総合知の活用による課題解決を目指した具体的な研究テーマを設定し、博士論文作成のために必要な資料調査、解析、検討、評価を行うことを通じて、所属する教育研究分野における高度な課題探求能力、新たな知識・価値の創出に寄与する豊かな創造性と国際感覚を養う。

2 授業科目開講予定一覧表及び修了要件

(システム情報学専攻)

	授 業 科 目	単 位 数	必修・ 選択の別	各期の総授業時間												教 員	備 考
				1 年次				2 年次				3 年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
C ³ ユニ ット 科 目	システム情報学 総合講究 1	1	必修	30											全 教 員		
	(システム情報学 総合講究 1)	(1)	(必修)			(30)									(全教員)	※1	
	システム情報学 総合講究 2	1	必修			30									全 教 員		
	(システム情報学 総合講究 2)	(1)	(必修)	(30)											(全教員)	※2	
	システム情報学 総合実践 1	1	必修					30							全 教 員		
	(システム情報学 総合実践 1)	(1)	(必修)							(30)					(全教員)	※1	
	システム情報学 総合実践 2	1	必修							30					全 教 員		
	(システム情報学 総合実践 2)	(1)	(必修)					(30)							(全教員)	※2	
	特 定 研 究	6	必修	(通年)												各 教 員	
	(研究指導)																

※1 10月入学者又は前期休学者が後期復学時に履修する場合に限る。

※2 10月入学者又は後期休学者が前期復学時に履修する場合に限る。

【修了要件】

必 修：10単位

3 研究経過発表会及び研究成果発表会

(1) 研究経過発表会

- ① 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行います。
- ② 研究経過発表会の開催時期等は教育推進委員会委員長より通知します。
- ③ 研究経過の認定結果については、各学期成績発表日以降にWEBで閲覧可能となります。

(2) 研究成果発表会

- ① 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し，研究成果が優れていると認められれば，博士論文の提出及び審査に進みます。
- ② 研究成果発表会における発表者は，本研究科後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって前期課程を修了した者にあつては，当該在学期間を含めて3年）以上在学し，かつ，修了所要単位(10単位)の全てを修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければなりません。
- ③ 研究成果発表会は，原則として学位論文提出の1ヶ月前までに開催します。
- ④ 研究成果発表会の開催の時期等は教育推進委員会委員長より通知します。
- ⑤ 研究成果を認定した者には，研究成果認定通知書を交付します。

VI 学位

神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正	平成 16 年 12 月 28 日	平成 17 年 12 月 20 日
	平成 19 年 3 月 20 日	平成 20 年 3 月 18 日
	平成 21 年 3 月 18 日	平成 22 年 3 月 23 日
	平成 23 年 11 月 24 日	平成 25 年 4 月 23 日
	平成 25 年 10 月 29 日	平成 27 年 3 月 31 日
	平成 27 年 9 月 29 日	平成 28 年 3 月 22 日
	平成 29 年 3 月 21 日	平成 30 年 3 月 30 日
	令和 3 年 3 月 30 日	令和 4 年 3 月 29 日
	令和 5 年 3 月 28 日	令和 6 年 6 月 25 日
	令和 7 年 3 月 24 日	令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(中略)

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現在在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 8 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 20 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第 2(第 20 条第 2 項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学系研究科	バイオメディカルサイエンス，医工学，保健学又は公衆衛生学	医学，医工学，保健学又は公衆衛生学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別記様式第1(第3条により学位を授与する場合)

	○第	号
学 位 記		
大 学 印	氏	名
	年 月 日生	
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業した ので学士(○○)の学位を授与する		
年 月 日		
神 戸 大 学 長 氏 名 印		

別記様式第2(第4条第1号により学位を授与する場合)

	大 学 印	修 第
		学 号
		位 記
年 月 日 神 戸 大 学	修 士 (○ ○) の 学 位 を 授 与 す る 本 学 大 学 院 ○ ○ 研 究 科 ○ ○ 専 攻 の 修 士 課 程 を 修 了 し た の で	氏 年 月 日 生 名

別記様式第3(第4条第2号により学位を授与する場合)

修 第 号	学 位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を 修了したので修士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏		年 月 日生	

別記様式第4(削除)

別記様式第5(第5条第1項により学位を授与する場合)

博 い 第 号	学 位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏		年 月 日生	

別記様式第6(第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

博士 第 号	学位 記	大学印	氏 年 月 日生 名
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士(○○)の学位を授与する この学位は ものである との博士論文共同指導による			
年 月 日			
神戸大学			

別記様式第7(第5条第2項により学位を授与する場合)

博士 第 号	学位 記	大学印	氏 年 月 日生 名
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したの で博士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
神戸大学			

別記様式第8(第6条第1号により学位を授与する場合)

専 第 号	学 位 記	大学 印	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を 修了したので○○修士(専門職)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏 年 月 日 生 名			

別記様式第9(第6条第2号により学位を授与する場合)

法 第 号	学 位 記	大学 印	本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を 修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏 年 月 日 生 名			

別記様式第10(第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

学 章		
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第11(削除)

別記様式第12(第5条第1項により学位を授与する場合で,外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

学 章		
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○		
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第13

		年	月	日
〇〇研究科長		殿		
		学籍番号		
		氏	名	
学 位 論 文 審 査 願				
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。				
記				
学 位 論 文		通		
論 文 目 録		通		

別記様式第14

		年	月	日
神戸大学長		殿		
		氏	名	
学 位 申 請 書				
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士(〇〇)の学位の授与を申請いたします。				
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。				

別記様式第15

		年 月 日	
論文目録			
		氏 名	
論文			
1	題目		
2	公表の方法及び時期		
	方 法		
	時 期		
3	冊 数	冊	
参考論文			
1	題目		
2	冊 数	冊	

別記様式第16

備考 学位簿の表紙には、 攻分野の名称の順に登録する。					契印
					番号
					年授 月日与
					氏 名
					論文 文 題 目

博士(〇〇)学 位 簿

神戸大学大学院システム情報学研究科の学位授与に関する方針

【博士課程前期課程】

神戸大学大学院システム情報学研究科は、博士課程前期課程において、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性に加え、プロジェクトを運営し後進を育成するリーダーシップ、システム情報学における幅広く深い学識を基盤とした卓越した専門的能力、多様な価値観を理解し尊重できる卓越した想像力と自ら課題を設定できる着想力、それらを課題解決や価値創造に活用できる卓越した研究能力を有する研究者や高等教育機関の教員、高度専門職業人を養成することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って修士の学位を授与する。

学位：修士（システム情報学）

・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、神戸大学大学院システム情報学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

・システム情報学専攻

- ・システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、修士論文に係る審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・システム情報学における深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - ・システム情報学における高度な専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - ・システム情報学における高度な研究能力

学位：修士（工学）

・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、神戸大学大学院システム情報学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

・システム情報学専攻

- ・システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、修士論文に係る審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・システム情報学における深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - ・システム情報学における高度な専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力

- ・工学における高度な研究能力

【博士課程後期課程】

神戸大学大学院システム情報学研究科は、博士課程後期課程において、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性に加え、前期課程での教育を更に発展・深化させ、プロジェクトを運営し後進を育成するリーダーシップ、システム情報学における幅広く深い学識を基盤とした卓越した専門的能力、多様な価値観を理解し尊重できる卓越した想像力と自ら課題を設定できる着想力、それらを課題解決や価値創造に活用できる卓越した研究能力を有する研究者や高等教育機関の教員、高度専門職業人を養成することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位：博士（システム情報学）

・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、神戸大学大学院システム情報学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

・システム情報学専攻

- ・システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - ・システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - ・システム情報学における卓越した研究能力

学位：博士（工学）

・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、神戸大学大学院システム情報学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

・システム情報学専攻

- ・システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - ・システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - ・工学における卓越した研究能力

学位：博士（計算科学）

・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、神戸大学大学院システム情報学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

・システム情報学専攻

- ・システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - ・システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - ・計算科学における卓越した研究能力

学位：博士（学術）

・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、神戸大学大学院システム情報学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

・システム情報学専攻

- ・システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ・システム情報学における幅広く深い学識を身につけ、それに基づいて課題解決や価値創造に取り組める能力
 - ・システム情報学における卓越した専門的能力と複眼的な思考力を身につけ、これを活用する能力
 - ・学際的な視点のもとでの卓越した研究能力

神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文評価基準

(平成 25 年 11 月 7 日 大学教育推進委員会承認)

神戸大学大学院システム情報学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

(修士論文の評価基準)

修士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す一定の新規性を有していなければならない。論文審査にあたっては、以下の点を考慮し評価を行う。

1. 研究課題とその意義が適切に著述されていること。
2. 先行研究や既知事実の調査が十分に行われ、調査結果とともに論文の位置付けが明示されていること。
3. 研究手段が明確に示され、結果に対する考察が論理的かつ適切に行われていること。
4. 取り組んだ内容に対する新規性が明示されていること。
5. 論文としての体裁が整っていること。

(博士論文の評価基準)

博士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における学術的に新規な知見と高い独創性を有していなければならない。論文審査にあたっては、以下の点を考慮し評価を行う。また、各研究分野の特殊性についても考慮する。

1. 論文構成が体系的であること。
2. 研究課題とその意義・研究の波及効果が適切に著述されていること。
3. 先行研究や既知事実の調査が十分に行われ、調査結果とともに論文の位置付けが明示されていること。
4. 研究手段が明確に示され、結果に対する考察が論理的かつ適切に行われていること。
5. 当該分野の学術研究において高い新規性を有すること。
6. 著作物と見なしうる論文としての体裁が整っていること。

神戸大学大学院システム情報学研究科の修士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、修士（システム情報学）又は修士（工学）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査申請書（別紙様式1） 必要部数

(2) 学位論文 必要部数

2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあつては12月、9月修了予定者にあつては6月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て別に定める。

3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては2月、9月修了予定者にあつては8月とし、各時期における提出期間は、教授会の議を経て別に定める。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会の議を経て特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

5 学位論文には、表紙（別紙様式2）をつけるものとする。

(学位論文審査委員会)

第4条 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、専門分野の教授を主査とし、研究科の教員2人以上（うち、教授2人以上を含む。）をもって組織する。

3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、教授会の議を経て行う。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、修士論文発表会を開催するものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書（別紙様式3）を教育推進委員会委員長に提出し、教育推進委員会委員長は審査結果をとりまとめ修士最終試験報告書（別紙様式4）を作成し、研究科長に提出するものとする。

附 則（令和6年2月29日）

この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程 研究経過発表会実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（発表者の要件）

第2条 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、4単位以上を修得している者でなければならない。

（開催の時期等）

第3条 発表会は、1年次後期又は2年次前期に開催するものとし、教育推進委員会委員長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を研究科の教員及び学生に通知するものとする。

（研究経過報告書）

第4条 教育推進委員会委員長は、発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

（特例研究経過発表会）

第5条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に教育推進委員会委員長を経て、特例研究経過発表会発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の提出）

第6条 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例措置）

第7条 転入学者及び再入学者の発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（システム情報学）、博士（工学）、博士（計算科学）又は博士（学術）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) その他参考論文 | 必要部数 |

2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

(学位論文審査委員会)

第4条 教授会は、学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、専門分野の教授を主査とし、研究科の教員3人以上（うち、教授3人以上を含む。）をもって組織する。

3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、教授会の議を経て行う。

5 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

（論文審査及び最終試験の結果の報告）

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則（令和6年2月29日）

この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則第32条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推 薦)

第2条 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者がいるときは、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程研究成果発表会実施要領に基づく課程博士学位論文草稿の予備検討を経て、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を教育推進委員会委員長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
- (2) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式2）
- (3) 公表論文及び公表準備中の論文等ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。
- (4) 履歴書（別紙様式3）
- (5) 研究業績書〔学会発表経歴を含む。〕（別紙様式4）
- (6) 早期修了適用資格審査記録（別紙様式5）
- (7) 研究所・企業等における研究活動を証明する書類、あるいは自薦書（様式は自由）
- (8) 予備検討結果報告書、論文審査委員候補者名簿

(早期修了審査委員会)

第3条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教育推進委員会委員により組織する。
- 3 委員長は、教育推進委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、早期修了の適用についての資格審査記録（別紙様式5）を作成し、研究科長に提出して、以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

(最終判定)

第4条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、前項の結果を研究科長に報告する。
- 3 研究科長は、指導教員に判定の結果を通知するものとする。

(学位審査論文の提出)

第5条 早期修了の適用資格が有ると判定され、かつ研究成果発表会において研究成果が優れていると認められた者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年2月29日）

この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年12月13日）

この内規は、令和6年12月13日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程 研究経過発表会実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程後期課程修了者に係る研究成果発表会に先立ち実施する研究経過発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究経過発表会）

第2条 研究経過発表会は1年次及び2年次に実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

（開催の時期等）

第3条 担当教員は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を教育推進委員会委員長に報告し、教育推進委員会委員長は研究科の教員及び学生に研究経過発表会の開催を通知するものとする。

（研究経過報告書）

第4条 教育推進委員会委員長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

（学位論文の提出）

第5条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例発表会）

第6条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者及び特別な事情があると認められる者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に教育推進委員会委員長を経て、特例発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

（特例措置）

第7条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、研究経過発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程 研究成果発表会実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程後期課程修了者に授与する課程博士学位論文審査に先立ち実施する、学位論文草稿の予備検討のための研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 学位論文草稿の予備検討を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 学位論文草稿予備検討願（様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨の草稿（様式3） | 必要部数 |
| (5) その他の参考論文 | 必要部数 |

(予備検討委員会)

第3条 予備検討の願い出があったときは、出願者ごとに予備検討委員会を置く。

- 2 予備検討委員会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを判定する。
- 3 予備検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された研究科の教授又は准教授（うち、教授2人以上を含む。）の合計2人以上をもって組織する。
- 4 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を予備検討委員会に加えることができる。
- 5 予備検討委員会は、研究成果発表会を実施し、論文等の内容が学位論文に値すると認めたとときは、予備検討結果報告書（様式4）を教育推進委員会委員長に提出するものとする。

(予備検討結果委員会)

第4条 研究科は、予備検討の結果について審査するため、予備検討結果審査会（以下「審査会」という。）を開く。

- 2 審査会は、教育推進委員会委員長から招集された研究科の教員によって構成され、教育推進委員会委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、必要に応じ、被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 審査会は、予備検討委員会の報告に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位論文提出者ごとに神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規の第4条に定める審査委員会の委員候補者（主査および副査の候補者）を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第5条 教育推進委員会委員長は、審査会終了後、予備検討結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（様式5）を研究科長に届け出るものとする。

（研究成果認定通知）

第6条 研究科長は、前条の報告に基づき研究成果を認定した者について、研究成果認定通知書（別紙様式1）を交付するものとする。

（特例発表会）

第7条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に教育推進委員会委員長を経て、特例発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

附 則（令和6年2月29日）

この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（システム情報学）、博士（工学）、博士（計算科学）又は博士（学術）とする。

(学位申請資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て資格があると認めた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 研究所等において研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
- (5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

(学位論文の提出)

第4条 博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学位申請書（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書 | |
| (7) その他参考論文等 | |

(学位申請資格審査委員会)

第5条 教授会は、学位申請資格の有無を審査するため、学位申請資格審査委員会を置く。

- 2 学位申請資格審査委員会は、教育推進委員会委員をもって組織し、委員長は、教育推進委員会委員長を充てる。
- 3 学位申請資格審査委員会は、委員長が招集しその議長になる。
- 4 学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは、同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（学位申請資格の判定）

第6条 学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて、第3条に規定する学位申請資格を有するか否かについては教授会の議を経て判定を行う。ただし、第3条の第1項第1号から第3号までの各号の規定により、学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については、教授会の議を経て判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第7条 研究科長は、学位申請者から学位論文等の提出があったときは、教授会の議を経て、当該学位論文等を学長に進達するものとする。

（学位論文審査委員会）

第8条 学長から論文審査の付託があったときは、論文審査及び試験等を行うため、学位申請者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、専門分野の教授を主査とし、研究科の教員3人以上（うち、教授3人以上を含む。）をもって組織する。

3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、教授会が行う。

5 審査委員会は、論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

（論文審査及び試験）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について、筆頭又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

2 審査委員会は、試験の科目、試験の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

（試問）

第10条 審査委員会は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」という。）を行うものとする。

2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目について、筆答又は口頭により行う。

3 審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。

4 審査委員会は、試問の科目、試問の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

（論文審査等の結果報告）

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則（令和6年2月29日）

この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申し合わせ

(趣 旨)

第1条 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院システム情報学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内見の申し出)

第2条 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 論文目録（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式2） | 必要部数 |
| (4) その他の参考論文 | 必要部数 |

(内見委員会)

第3条 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。

2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員から委嘱された研究科博士課程担当相当の教授又は准教授（うち、教授2人以上を含む。）の合計2人以上をもって組織する。

3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは、学位申請希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 履歴書（別紙様式3） | 必要部数 |
| (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 必要部数 |
| (3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式4） | 必要部数 |

5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見結果報告書（別紙様式5）を教育推進委員会委員長に提出するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 研究科は、内見の結果について審査するため、内見結果審査会（以下「審査会」という。）を開く。

2 審査会は、教育推進委員会委員長から招集された研究科の教員によって構成され、教育推進委員会委員長がその議長となる。

- 3 審査会は、必要に応じ、被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 審査会は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに、学位論文審査委員候補者（主査及び副査の候補者）3人以上を選出するものとする。

（研究科長への届出）

第5条 教育推進委員会委員長は、審査会終了後、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（論文博士）（別紙様式6）を研究科長に提出するものとする。
（履歴書を1部添付するものとする。）

附 則（令和6年2月29日）

この内規は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文審査委員会に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、システム情報学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を定めるものとする。
2. 修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第4条第2項関係）

学位論文審査委員会における主査は、教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査又は神戸大学大学院システム情報学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において、前期課程学生の研究指導適格者として認められた者に限る。
3. 課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第4条第2項関係）

学位論文審査委員会における主査は、教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査又は教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導適格者として認められた者に限る。
4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申し合わせ第3条第1項関係）

学位論文審査委員会における主査は、教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査又は教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導適格者として認められた者に限る。

附 則

この申し合わせは、令和5年4月1日から施行する。

VII 学生生活の案内

1 諸手続

手続には、学生が大学からの掲示及びホームページ等による通知に従い、一定の期間内に手続をとらなければならないものと、学生から必要となったときに自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、期限を超えたりすると、学生自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば、教務学生グループに問い合わせてください。

2 欠席届、休学、復学及び退学の願い出

(1) 欠席届

欠席が2週間以上に及ぶ場合は、欠席届（所定の様式）を教務学生グループに提出してください。（病気や怪我の場合は、医師の診断書を添付してください。）

(2) 休学、復学、退学

休学、復学、退学について願い出の場合は、所定願出用紙に必要事項を記入の上、教務学生グループに提出してください。

前期については、2月末までに、後期については、8月末までに願い出てください。

なお、病気のため休学、退学する場合は、医師の診断書を添付してください。

また、病気回復により復学する場合は、主治医による復学意見書を添えて早めに願い出てください。

3 掲示板

掲示板は学生への通知及び呼出し等に利用するので、常に注意してください。

学生公示用掲示板は教室棟1F、教務学生グループ東側及び各専攻に設置しています。

4 掲示、ポスター、ビラ等

学生は、掲示、ポスター、ビラ等を、学生用掲示板以外の場所に掲示できません。

また、営利目的の掲示等は、学生用掲示板であっても掲示できません。

学生用掲示板への掲示物は、期限が過ぎた物などは速やかに取り除くなどし、特定グループによる私物化は避けてください。

学生用掲示板以外への掲示物や、期限が過ぎても放置されている掲示物は、撤去します。

学生用掲示板は鶴甲第1キャンパスにあります。

詳細については、学生生活案内で確認してください。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

5 授業料の納付

授業料は、次の期限までに納付してください。

前 期：4月27日まで（休日の場合は、翌営業日）

後 期：10月27日まで（休日の場合は、翌営業日）

6 諸証明書等の発行（学生生活案内（別冊子）でも確認してください。）

(1) 証明書自動発行機により交付するもの

①通学証明書交付願

②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

③在学証明書（和文・英文）

④卒業（修了）見込証明書（和文・英文） ※最終学年のみ

⑤学業成績証明書（和文・英文）

⑥仮受験票

※自動発行機は、教務学生グループ前に設置しています。工学部以外の自動発行機の設置場所については、学生生活案内で確認してください。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

(2) 教務学生グループで交付するもの

①学生証

入学時に交付される学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。また、紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、管理には十分注意してください。

下記の場合は、学生証が必要になりますので、注意してください。

- ・ 定期試験を受験するとき
- ・ 保健管理センターや附属図書館等を利用するとき
- ・ 証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき
- ・ 通学定期乗車券を購入するとき など

なお、卒業・修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

[再交付]

学生証の紛失、破損及び改姓等をしたときは、教務学生グループへ再交付願を提出してください。

再発行までに約1週間かかります。また、有効期限が過ぎたときは、教務学生グループで新しい学生証と交換してください。

[磁気データ消失]

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課教育推進グループ（鶴甲第1キャンパスK棟）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

②通学証明書

通学証明書は、通学定期券を購入するときに必要となります。通学証明書の交付を受けるには、証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し必要事項を記入の上、教務学生グループで確認印をもらってください。

(3) 自動発行機で発行できない証明書

発行までに3～4日要しますので、余裕をもって教務学生グループに申し出てください。

7 学生登録票記載事項の変更

入学時に提出した学生登録票の記載事項（住所等）に変更が生じた時は、速やかに教務学生グループへ届出してください。なお、電話番号とメールアドレスは、うりぼーネットでも変更することができます。

8 授業料免除

学業成績が優秀で、授業料の納付が困難な学生に対しては、申請に基づき選考のうえ、半期毎に授業料が免除（全額又は半額）される制度があります。

詳細については、学生センター、学生生活案内及び掲示等で確認してください。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

9 奨学金

奨学金は、大きく3つに分類されます。

- ・神戸大学独自の奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金
- ・地方公共団体・民間奨学財団等による奨学金

詳細については、学生センター、学生生活案内、掲示及び神戸大学ホームページ等で確認してください。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → 経済支援 → 奨学金制度

10 学生教育研究災害傷害保険

学生教育研究災害傷害保険は、正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った場合、学生やその保護者等の経済的負担を救済するため、また、学生教育研究災害賠償保険は、他人にケガをさせた場合や他人の物を破損した場合に、法律上の損害賠償責任を負った場合の学生やその他の保護者等の経済的負担を救済するため、原則として入学時に全員が「基本補償」に加入することとしております。

詳細については、学生センター及び学生生活案内等で確認してください。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

11 図書館の利用

本学の附属図書館は次の図書館により構成されております。

利用については図書館利用案内及び学生生活案内を参照してください。

「総合図書館」、「国際文化学図書館」、「社会科学系図書館」、「自然科学系図書館」、
「人文科学図書館」、「人間科学図書館」、「経済経営研究所図書館」、「医学分館」、
「保健科学図書室」、「海事科学分館」

神戸大学HP → 附属図書館 → 利用案内

→ 開館時間・休館日 → 2025年度の附属図書館利用について

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

12 インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門

学生生活をおくる上で最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行うインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門が設置されています。主な業務としては次のとおりです。

「健康診断と再検査・精密検査」、「健康診断証明書の発行」、「救急処置」、
「健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談）」、「保健指導」、
「THP（Total Health promotion Plan：心と身体の健康づくり運動）」、
「健康教育」、「産業医活動」、「調査・研究活動」など

詳細については、学生生活案内及びホームページ等で確認してください。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → キャンパスライフ → 令和8年度学生生活案内

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → 学生支援 → 学生相談

13 教室の使用

研究会等のため教室を使用したい場合は、所定の教室使用許可願を教務学生グループに提出して許可を得てください。

14 施設の使用

(1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

①研究室・実験室等における火気使用時の設備点検

- ②退室時における火気点検
- ③所定場所以外の喫煙禁止
- ④危険物の貯蔵及び取扱いの点検
- ⑤退室時における窓・扉の施錠確認
- ⑥机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。
- ⑦常時使用しない移動可能な備品類は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

(2) 視聴覚機器等の貸出

正規の授業，研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。

使用しようとする場合は，教務学生グループに申し出てください。

「プロジェクタ」，「スクリーン」，「指示棒」，「レーザーポインタ」，「ワイヤレスマイク」等

15 自動車，単車の構内乗り入れ規制

教育，研究のための環境条件を維持するために，自動車，バイクの構内乗り入れは，次のとおり規制しています。

- (1) 学生の自動車通学は，身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止しています。
- (2) バイク通学は大きな危険を伴います。本学では事故から身を守るためにもバイク通学の自粛を求めています。やむを得ない理由により，バイク通学をする者は，次の事項を遵守してください。
 - ①工学部駐輪場以外の構内へのバイク乗り入れは禁止しています。
 - ②工学部駐輪場は，次ページの配置図を参照してください。
 - ③西側の専用路により工学部駐輪場へ入場し，駐輪場では，奥から詰めて順序よく駐輪してください。
 - ④通行中は構内速度規制を順守し，交通安全に心がけてください。
 - ⑤近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう，必要以上にエンジン音等，騒音を立てないでください。
 - ⑥自賠責保険のほか，任意保険にも加入してください。
 - ⑦バイクを駐輪場に長時間放置しないでください。
- (3) バイク通学者の安全運転意識の向上および事故防止等の観点からバイクの駐輪登録を実施しています。教務学生グループまたは学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。登録時に配付する登録シールのないバイクや指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去することがありますので必ず登録してください。

16 緊急時の連絡

地震，風水害，火災，交通事故等の災害に被災した学生は，自己及び友人の安否，被災の程度について，速やかに教務学生グループへ連絡してください。

電話番号 (078) 803-6350

FAX番号 (078) 803-6364

17 キャンパスライフ支援センター

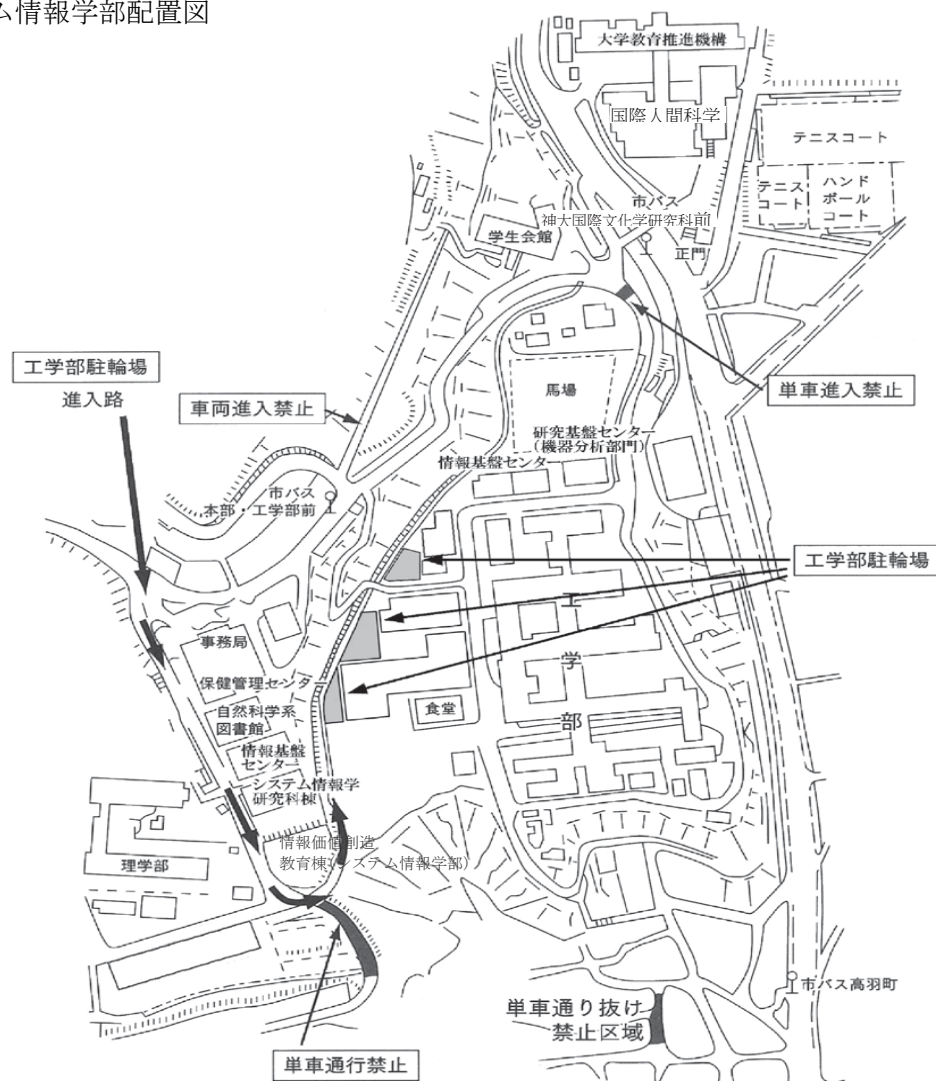
障害があるなどの理由により，日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱いている場合の相談や調整を行っています。コーディネーターが相談にのり，講義に対する配慮や履修登録の支援，試験時の配慮等，学部・研究科と協働して必要に応じたサポートを行っています。

神戸大学HP → 学生生活・学生支援 → 学生支援 → 障害学生支援

18 ラーニングコモンズ

ラーニングコモンズ（LC）は、学内のどなたでも利用できる、創造的学修のためのスペースです。みんなで話し合いながらのグループ学習や、ゼミ・発表の準備、プレゼンテーションの練習、研究や活動の報告会などにご利用ください。工学部・工学研究科ラーニングコモンズは工学会館2階にあります。

システム情報学部配置図



1. 奥からつめて順序よく駐輪すること。
2. 出入口付近では時速10km以下の徐行をすること。
3. 歩行者の安全に注意すること。
4. 必要以上にエンジン音や騒音を立てないこと。

神戸大学学生健康診断規程

（平成 16 年 4 月 1 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

（健康診断の種類）

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

判定区分		
生活規正の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 31 日 平成 19 年 3 月 30 日

平成 20 年 3 月 18 日 平成 21 年 3 月 25 日

平成 23 年 6 月 28 日 平成 25 年 3 月 27 日

平成 26 年 3 月 26 日 平成 26 年 9 月 30 日

平成 27 年 3 月 31 日 平成 30 年 3 月 30 日

平成 30 年 9 月 20 日 令和 2 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 52 条の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)、入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000 円	282,000 円	30,000 円
乗船実習科	6 か月につき 267,900 円	169,200 円	18,000 円
幼稚園	年額 73,200 円	31,200 円	1,600 円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200 円	56,400 円	9,800 円
特別支援学校の高等部	年額 4,800 円	2,000 円	2,500 円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800 円	／	／
特別研究学生	月額 29,700 円	／	／

- 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第 22 条第 4 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 学部において、出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については、第 1 項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。
- 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第 1 項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。
- 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	3,300 円
中等教育学校の前期課程	5,000 円
特別支援学校の小学部	1,000 円

特別支援学校の中学部	1,500 円
------------	---------

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700 円	900 円
小学校	1,100 円	2,200 円
中等教育学校の前期課程	1,300 円	3,700 円
中等教育学校の後期課程	2,400 円	7,400 円
特別支援学校の小学部	500 円	500 円
特別支援学校の中学部	600 円	900 円
特別支援学校の高等部	700 円	1,800 円

- 7 学部の特転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000 円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000 円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

- 第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	学生寮等の名称	寄宿料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮、女子寮、国維寮、インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡未満)), 国際交流会館(ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000 円

- 2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(中略)

附 則(令和2年3月24日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 17 日 平成 19 年 12 月 25 日

平成 22 年 3 月 23 日 平成 27 年 3 月 31 日

令和 6 年 3 月 25 日 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

- 第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ。)
は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除
が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。
- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。
(登校の停止)
- 第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実
である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止
の期間は、停学期間に算入することができる。
- 2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。
(部局等の長の指導)
- 第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置とし
て文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。
(自主退学・休学)
- 第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、こ
れを受理しないものとする。
- 2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。
(懲戒の発議)
- 第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。
- 2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の可否等について
審議するものとする。
- 3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)
第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるも
のとする。
- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。
- 5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲
戒の発議を行わなければならない。
(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)
- 第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、
事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。
(弁明)
- 第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による
弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐
を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、
この権利を放棄したものとみなす。
(懲戒処分の決定)
- 第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議
を経て、懲戒処分を決定する。
- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定
を準用する。
(懲戒処分の通知)
- 第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分のお知らせは、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

- 2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第 7 条第 1 項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)

改正 平成 23 年 3 月 31 日 平成 25 年 6 月 25 日

令和 5 年 8 月 10 日 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
- ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

(2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
- ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
- ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
- ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
- ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、高等教育推進機構全学教育協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 10 日)

この規程は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成 18 年 1 月 24 日制定)

改正

平成 19 年 2 月 16 日	平成 19 年 3 月 20 日	平成 19 年 5 月 31 日	平成 20 年 3 月 28 日
平成 21 年 3 月 18 日	平成 22 年 3 月 24 日	平成 22 年 4 月 20 日	平成 22 年 6 月 22 日
平成 23 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 21 日	平成 25 年 3 月 27 日	平成 25 年 6 月 25 日
平成 25 年 9 月 27 日	平成 26 年 3 月 27 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 9 月 30 日
平成 27 年 11 月 30 日	平成 28 年 3 月 22 日	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 3 月 21 日
平成 30 年 12 月 20 日	平成 31 年 2 月 28 日	平成 31 年 3 月 29 日	令和元年 9 月 30 日
令和 2 年 3 月 31 日	令和 3 年 6 月 29 日	令和 3 年 9 月 30 日	令和 4 年 3 月 29 日
		令和 4 年 9 月 27 日	令和 6 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからへまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること、又は育児休業制度若しくは介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向又は性自認に関する侮辱等により人格又は人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害することをいう。

ヘ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構, 国際人間科学部, 医学部, 各研究科, 高等学術研究院, 経済経営研究所, 附属図書館, 医学部附属病院, 附属学校部, 各学内共同教育研究推進組織, 各学内共同管理・支援組織, 戦略企画室, 産官学連携本部, 地域連携推進本部, DX・情報統括本部, カーボンニュートラル推進本部, ウェルビーイング推進本部, 国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室, 事務局(監査室及び内部統制室を含む。), 文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第2条の2 学長は, 職員及び学生等が個人として尊重されるとともに, 就労上及び就学上の適正な環境を維持するため, ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は, 学長の指示に基づき, ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は, ハラスメントの防止等のため, 職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は, ハラスメントの防止等のため, 職員に対し, 研修を実施しなければならない。

4 担当理事は, ハラスメントが生じた場合は, 迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は, 部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は, ハラスメントの防止等のため, 職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は, 職員に対し, 自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て, その実施に努めるものとする。

4 部局の長は, ハラスメントが生じた場合は, 迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は, 当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し, 次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに, ハラスメントが生じた場合は, 迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し, 注意を喚起し, 認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより, ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は, ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は, この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い, ハラスメントの防止等に協力し, 並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に, ハラスメントに関する相談に対応するため, ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

2 防止・対策本部は, 次に掲げる者をもって組織する。

(1) 担当理事

(2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き, 担当理事をもって充てる。

- 4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。
- 5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。
- 7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応状況に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

[神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条]

(3) 部局の長から指名された職員

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。
 - (2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。
 - (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。

- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
- 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
- 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
- 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
- 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
- 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第7条 第3条第6項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。

- 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会及び全学調査委員会（以下「調査委員会等」という。）の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメントの発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。
- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 国立大学法人神戸大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に旧規程第 3 条の規定により任命されているセクシュアル・ハラスメント防止委員会委員は、この規程第 3 条の規定により任命された防止委員会委員とみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、文学部、発達科学部、理学部、工学部、海事科学部、経済学研究科、自然科学研究科及び国際協力研究科の委員については平成 18 年 10 月 31 日まで、国際文化学部、農学部、経済経営研究所、法学研究科、経営学研究科及び医学系研究科の委員については平成 19 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この規程施行の際現に旧規程第 4 条の規定により委嘱されている相談員は、この規程第 5 条の規定により委嘱された相談員とみなす。

附 則(平成 19 年 2 月 16 日)

この規程は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在任する防止委員会の委員のうち、文学部、国際文化学部、発達科学部、理学部、工学部、農学部及び海事科学部の委員(以下「旧委員」という。)は、それぞれ改正後の第 3 条第 2 項第 2 号の規定による人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、理学研究科、工学研究科、農学研究科及び海事科学研究科の委員とみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 19 年 5 月 31 日)

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在任する改正前の第 3 条第 2 項第 3 号の規程による委員及び第 6 号の規定による医学部の委員(以下「旧委員」という。)は、それぞれ改正後の第 3 条第 2 項第 2 号の規定による医学研究科及び保健学研究科の委員とみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(中略)

附 則(令和 6 年 3 月 25 日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

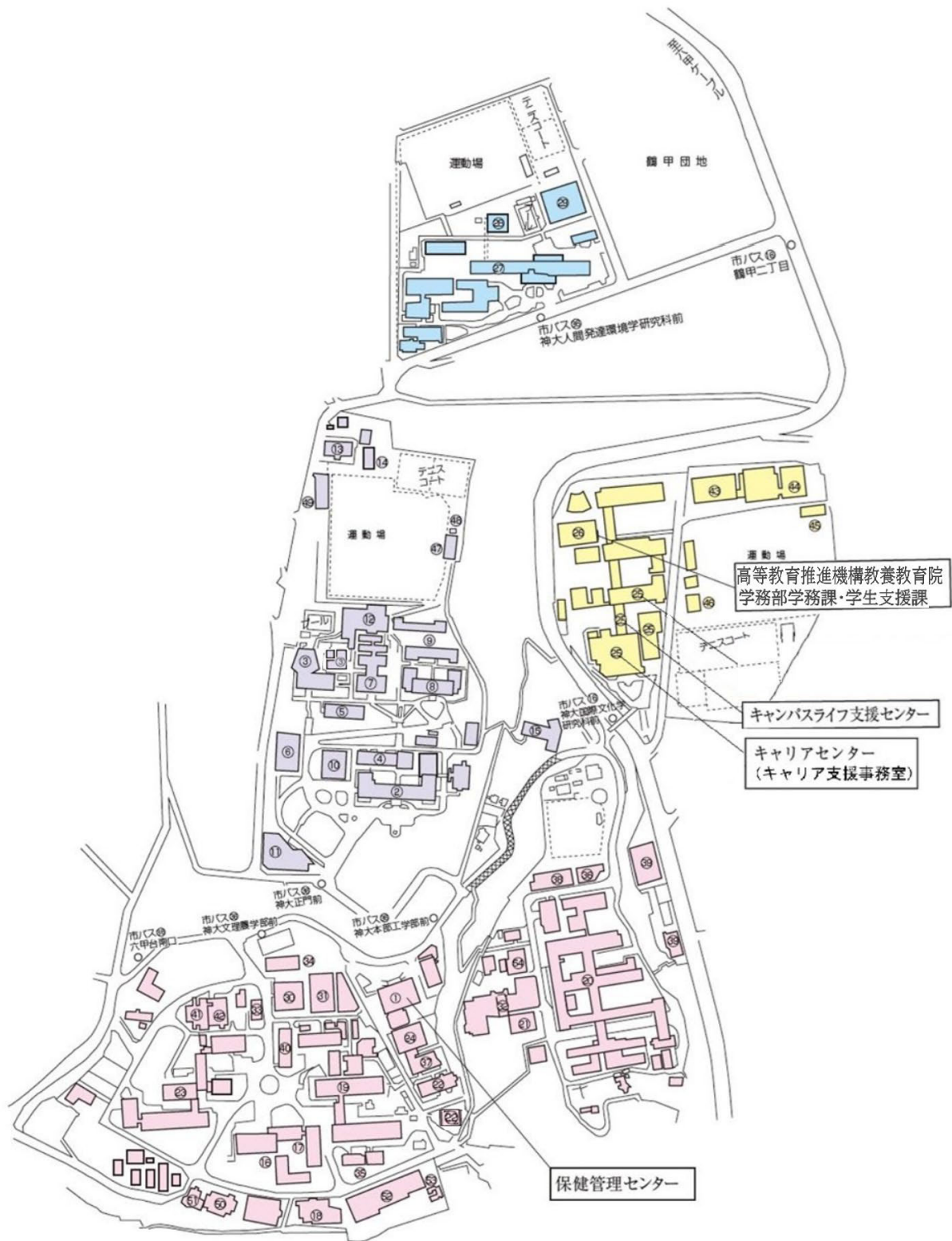
Ⅸ 神戸大学配置図等

1 神戸大学配置図



- ① 六甲台地区（本部（事務局，保健管理センター），工学研究科・工学部，システム情報学研究科・システム情報学部 他）
※詳細は次ページ参照。
- ② 神戸大学附属中等教育学校，住吉寮，住吉学生国際宿舎 他
- ③ 医学研究科，医学部医学科，医学研究科附属動物実験施設，同感染症センター 他
- ④ 神戸大学附属幼稚園，同小学校
- ⑤ 神戸大学附属特別支援学校
- ⑥ 内海域環境教育研究センター
- ⑦ 農学研究科附属食資源教育研究センター
- ⑧ 保健学研究科，医学部保健学科
- ⑨ インターナショナル・レジデンス，神戸大学統合研究拠点 他
- ⑩ 学而荘
- ⑪ 海事科学研究科，海洋政策科学部

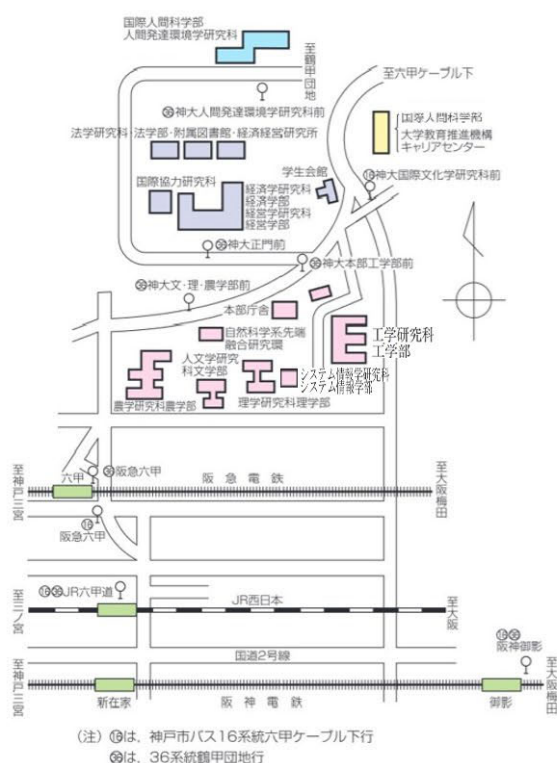
2 六甲台キャンパス案内



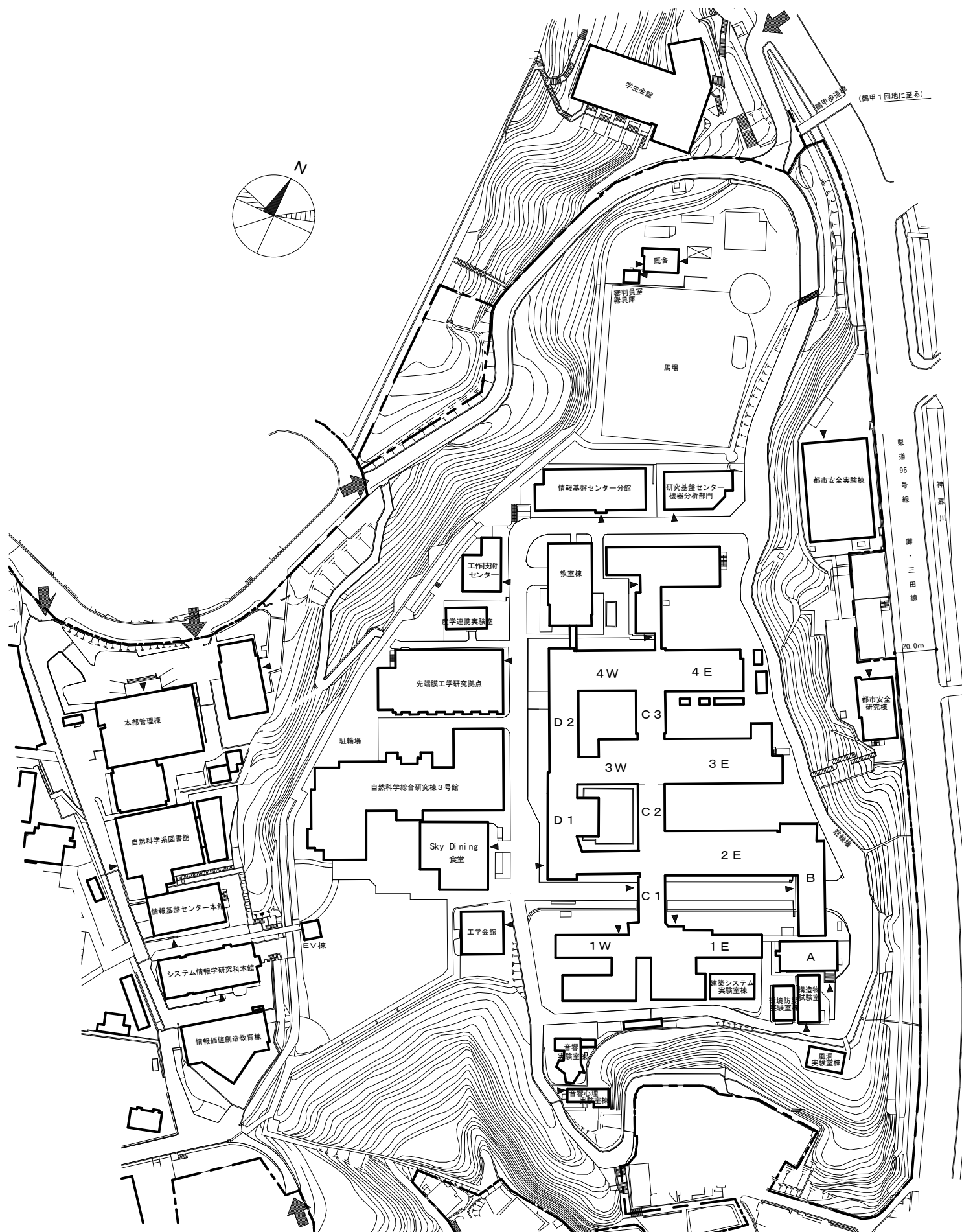
- ① 本部庁舎（事務局、保健管理センター）**AED**
- ② 六甲台本館（経済学研究科・経済学部、経営学研究科・経営学部）
- ③ 六甲台第二学舎（法学研究科・法学部）**AED**
ラ・テール（模擬法廷）
- ④ 六甲台第三学舎 **AED**
- ⑤ 六甲台第四学舎（企業資料総合センター）
- ⑥ 六甲台第五学舎（国際協力研究科）
- ⑦ 社会科学系図書館 **AED**
- ⑧ 経済経営研究所
- ⑨ 同新館（経済経営研究所図書館）
- ⑩ 出光佐三記念六甲台講堂
- ⑪ 社会科学系アカデミア館
- ⑫ 社会科学系フロンティア館
- ⑬ 武道場
- ⑭ 弓道場
- ⑮ 学生会館 **AED**
- ⑯ 人文学研究科・文学部学舎 **AED**
- ⑰ 人文学研究科棟、人文科学図書館
- ⑱ 六甲台南食堂（ランソボックス）
- ⑲ 理学研究科・理学部学舎 **AED**
- ⑳ 工学研究科・工学部学舎 **AED**
- ㉑ 工学研究科・工学部食堂
- ㉒ システム情報学研究科・システム情報学部学舎
- ㉓ 農学研究科・農学部学舎 **AED**
- ㉔ 自然科学系図書館
- ㉕ 国際人間科学部・国際文化学研究科・高等教育推進機構学舎、国際コミュニケーションセンター、キャンパスライフ支援センター、キャリアセンター、総合図書館、国際文化学図書館 **AED**
- ㉖ 国際人間科学部・高等教育推進機構講義棟、**AED**
学務部学務課・学生支援課
- ㉗ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・学舎（本館）、人間科学図書館 **AED**
- ㉘ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・食堂
- ㉙ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・体育館 **AED**
- ㉚ 自然科学総合研究棟1号館 **AED**
- ㉛ 自然科学総合研究棟2号館
- ㉜ 自然科学総合研究棟3号館
- ㉝ 自然科学総合研究棟4号館
- ㉞ 産官学連携本部
- ㉟ 研究基盤センター（極低温部門）
- ㊱ 研究基盤センター（機器分析部門）
- ㊲ 情報基盤センター（本館）
- ㊳ 情報基盤センター（分館）
- ㊴ 都市安全研究センター **AED**
- ㊵ バイオシグナル総合研究センター **AED**
- ㊶ 研究基盤センター（アイソトープ部門）
- ㊷ ライフサイエンスラボトリー

- ㊸ 高等教育推進機構体育館 **AED**
- ㊹ 高等教育推進機構武道場
- ㊺ 音楽練習室
- ㊻ 高井記念学生スポーツ会館 **AED**
- ㊼ 課外活動第一共用施設 **AED**
- ㊽ 課外活動第二共用施設
- ㊾ 課外活動第三共用施設
- ㊿ 瀧川記念学術交流会館
- ① 眺望館・バリエースクール（学務部学際教育課）
- ② 神戸大学百年記念館・グローバルエンゲージメントセンター（学務部 国際課）（神大会館）・大学文書史料室 **AED**
- ③ 山口誓子記念館
- ④ 先端膜工学研究拠点

交通案内



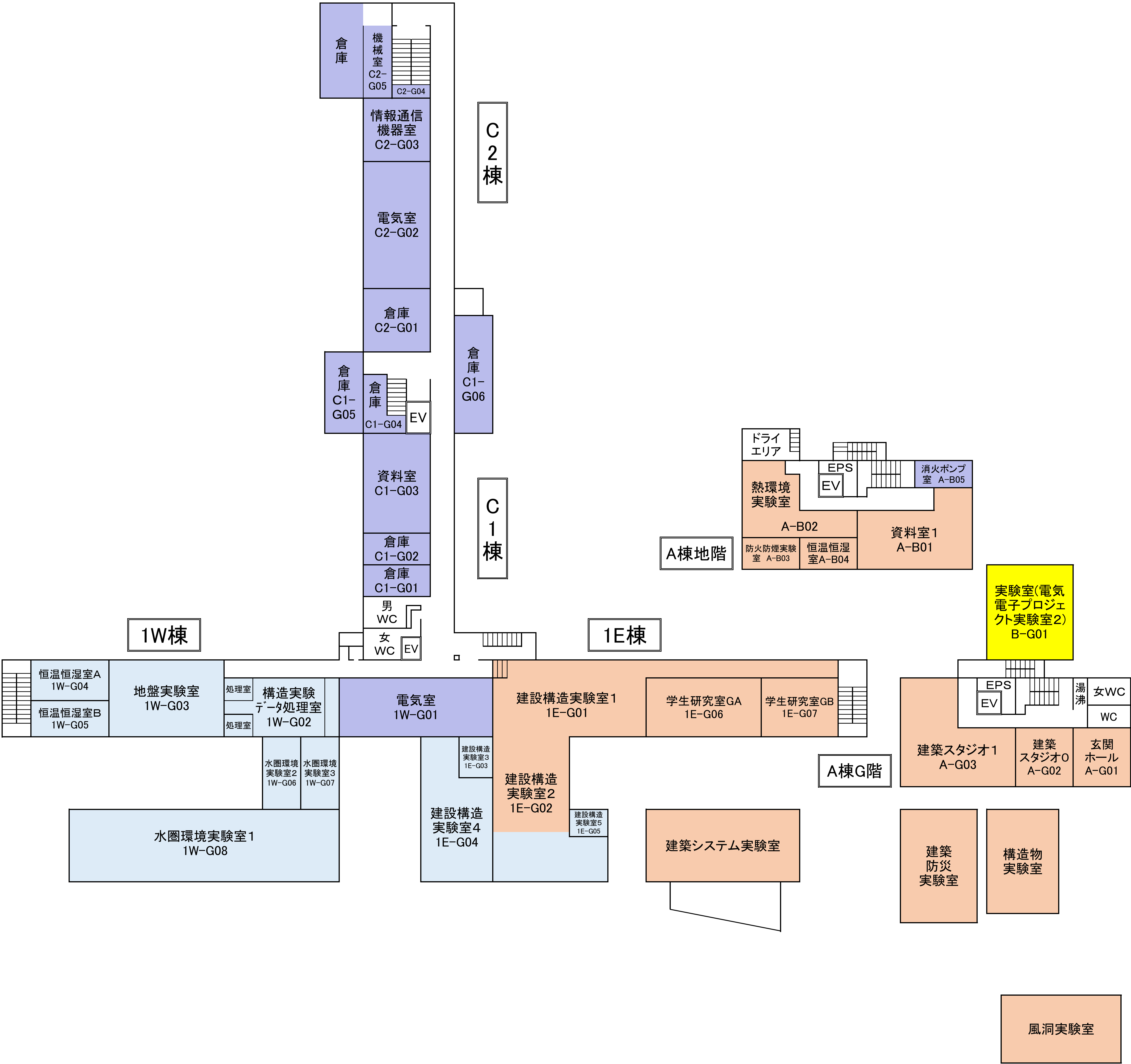
3. 工学部・工学研究科・ システム情報学部・システム情報学研究科配置図



4 工学部・工学研究科学舎平面図

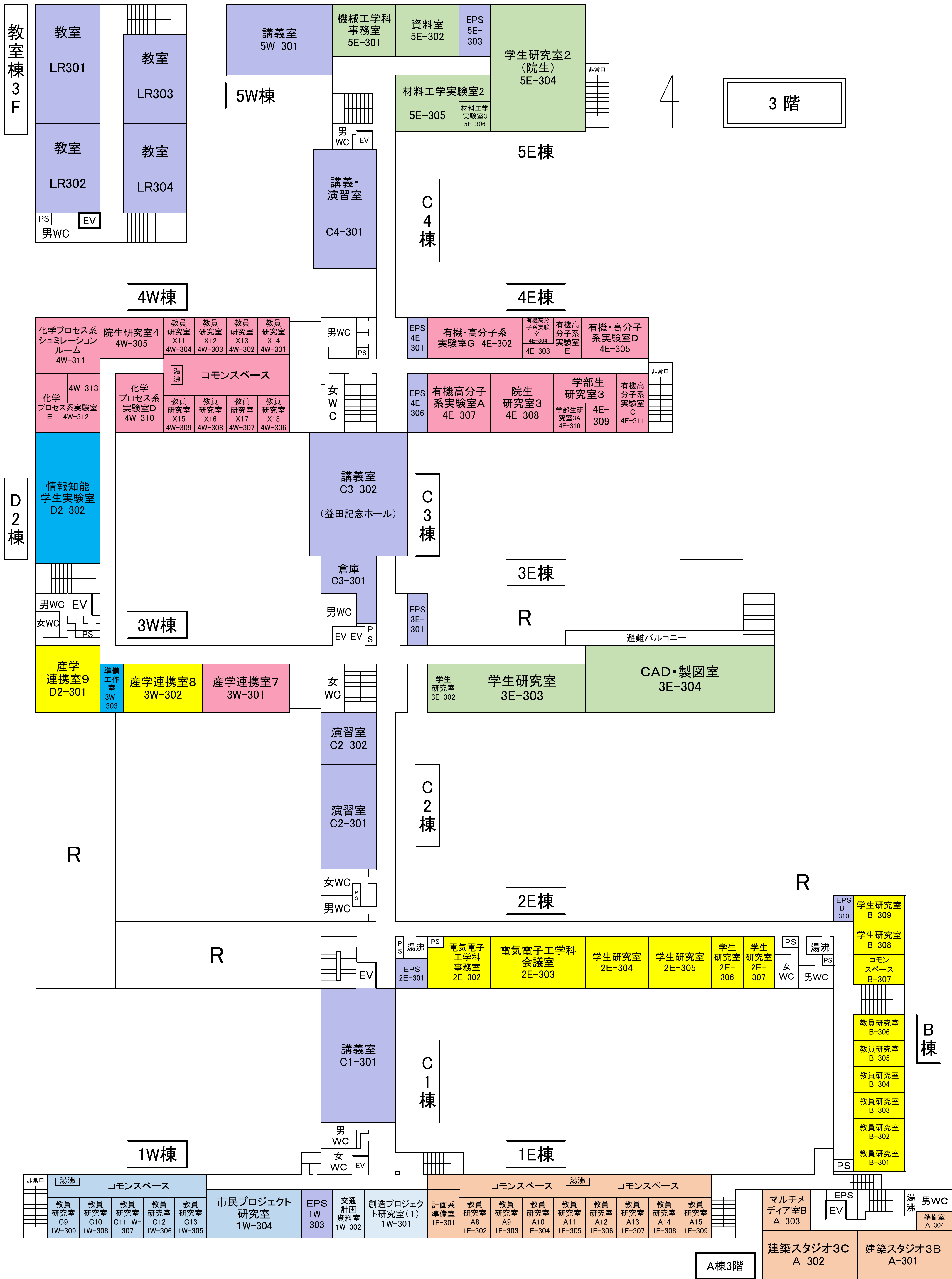
4

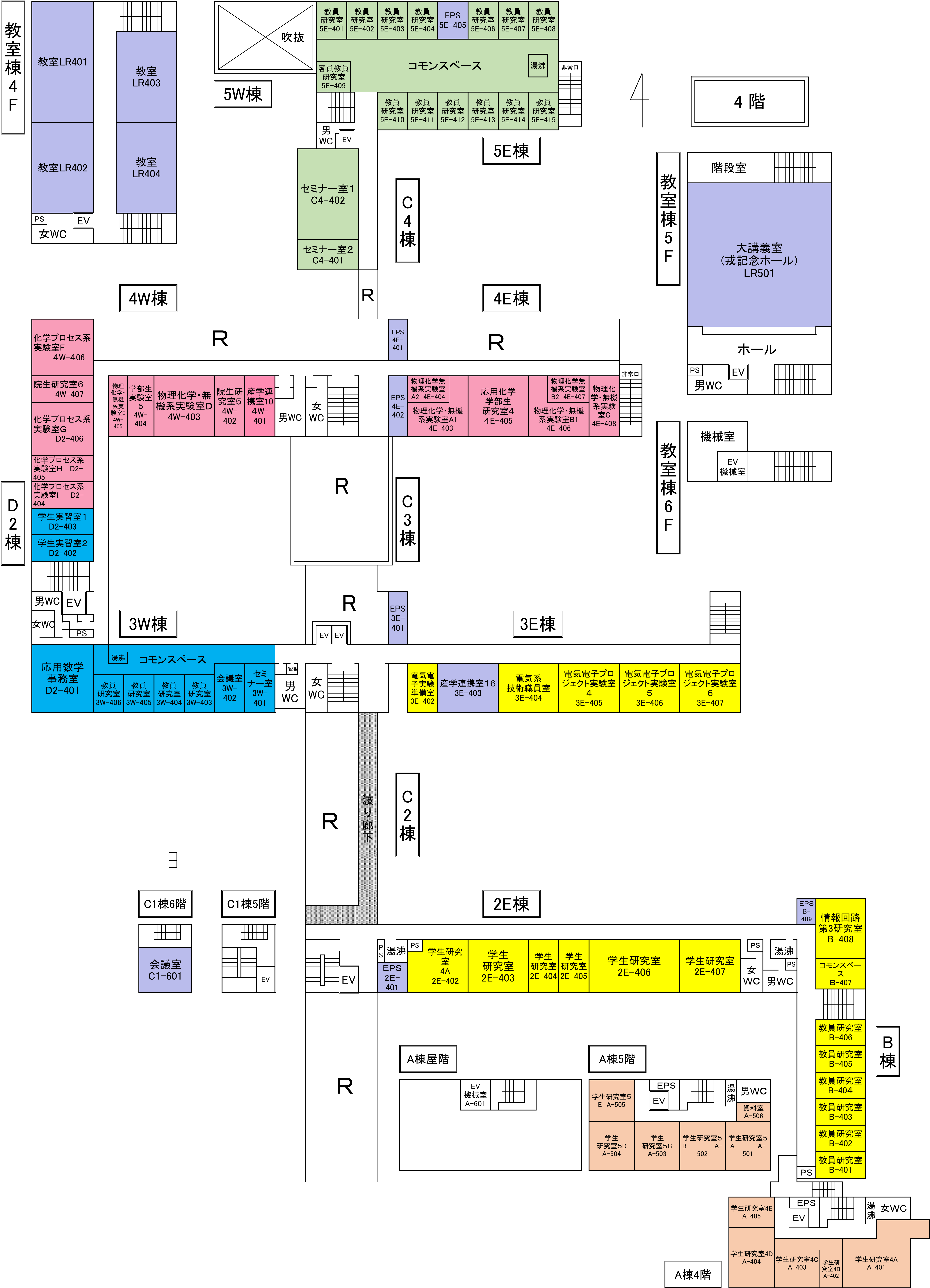
G階・地階



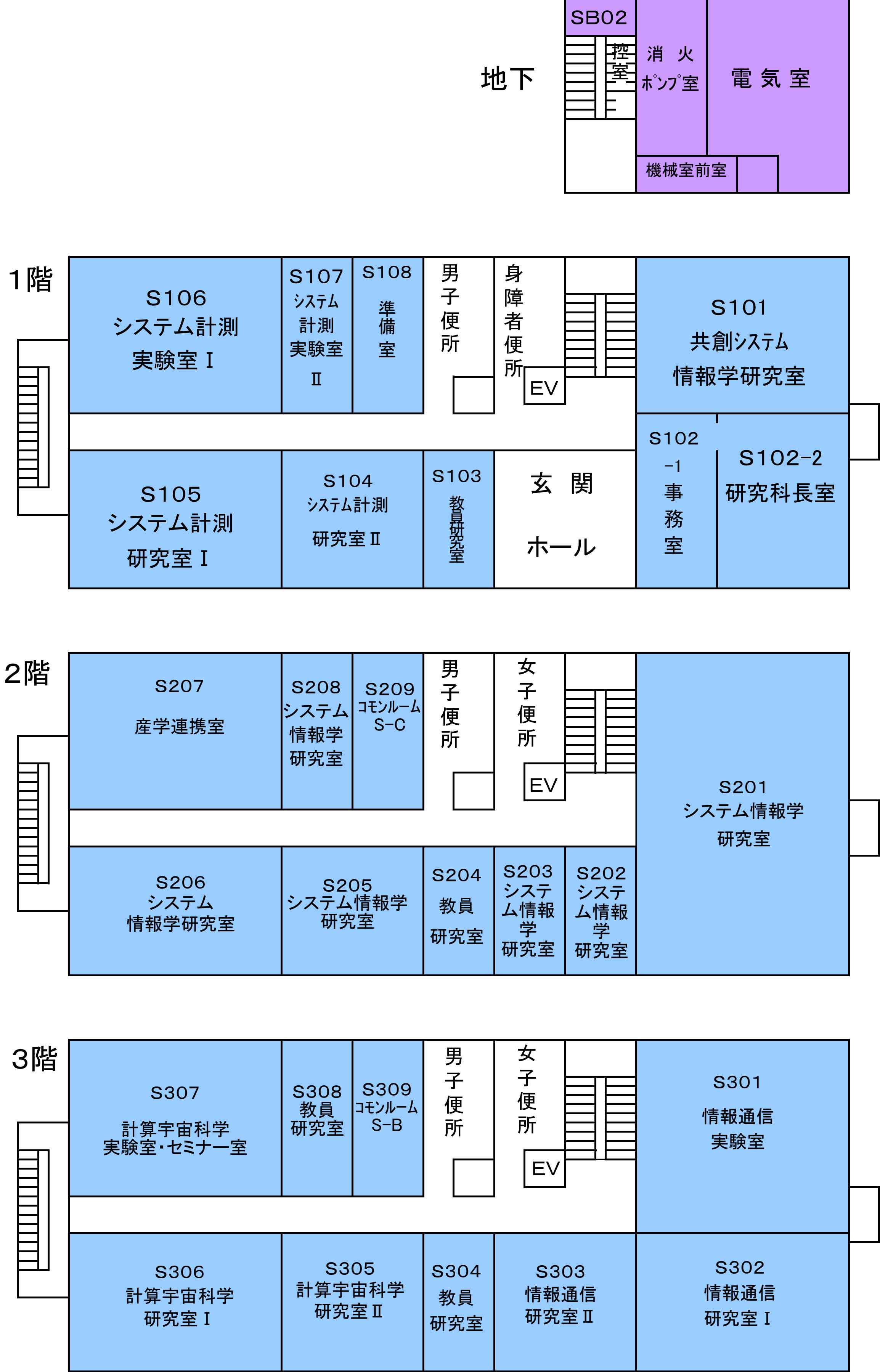


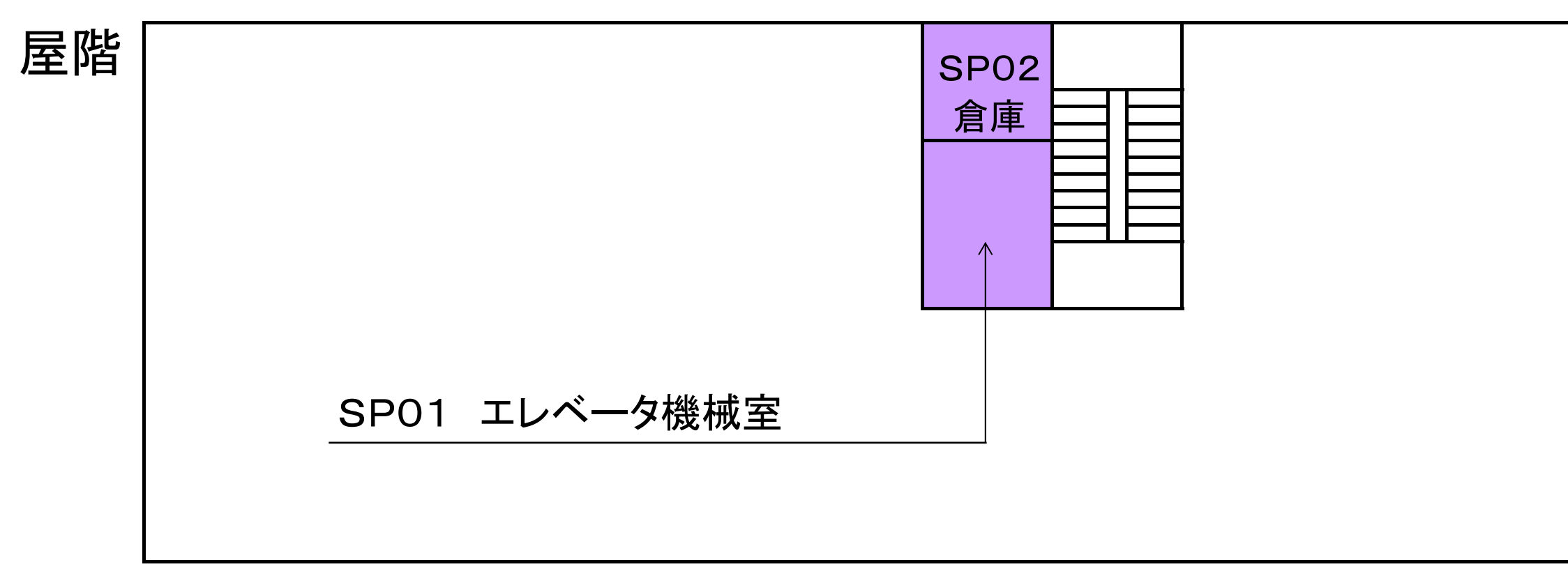
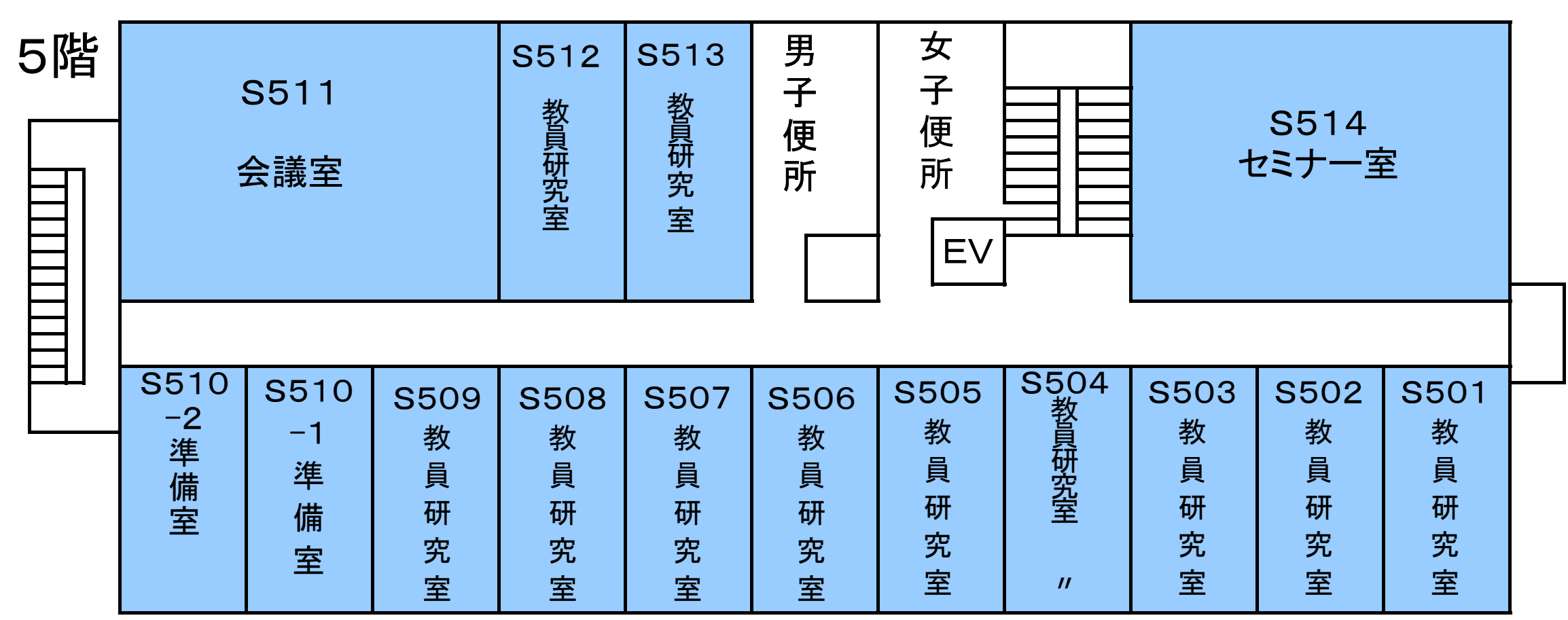
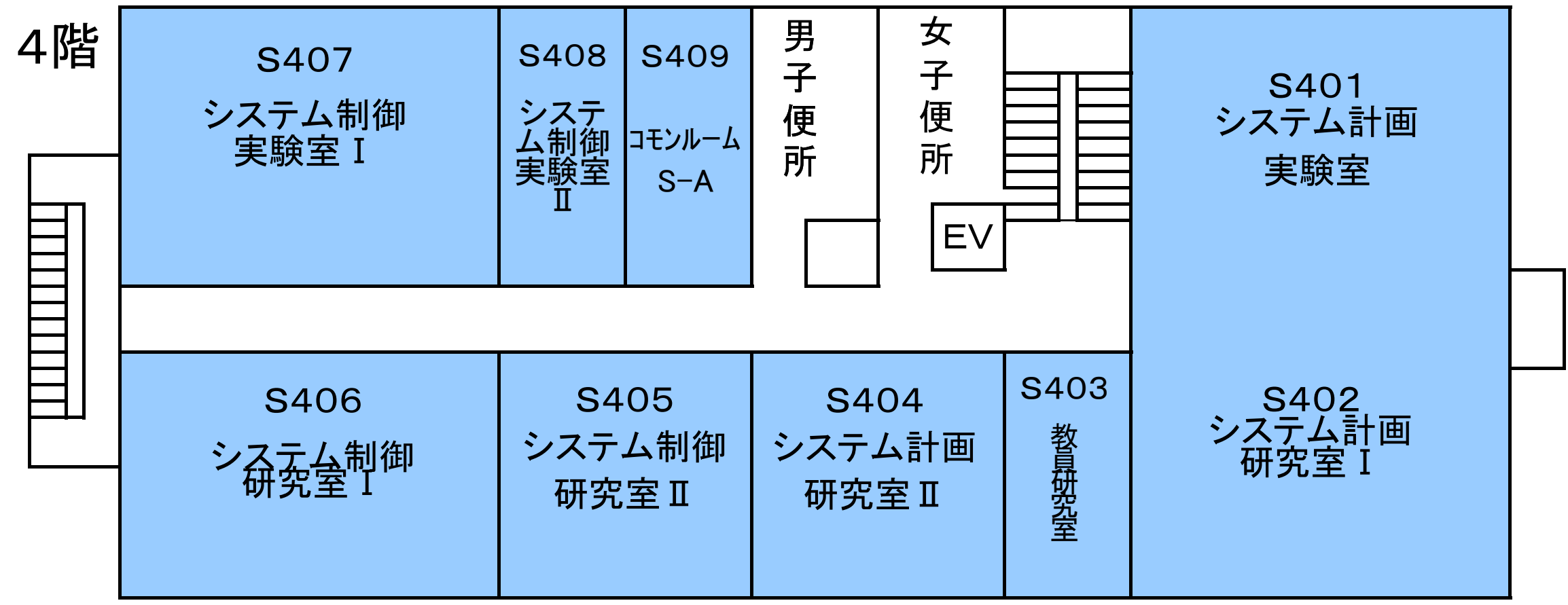




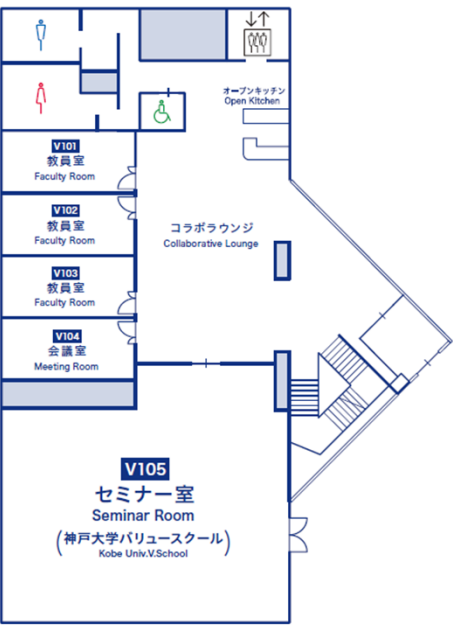


5 システム情報学部・システム情報学研究科学舎平面

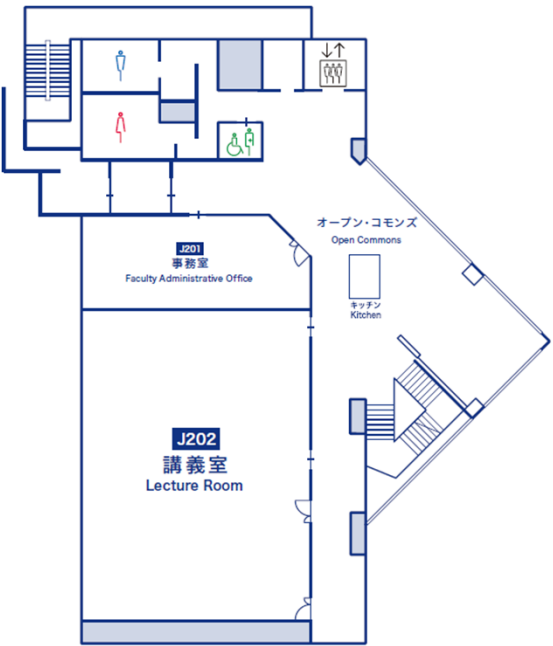




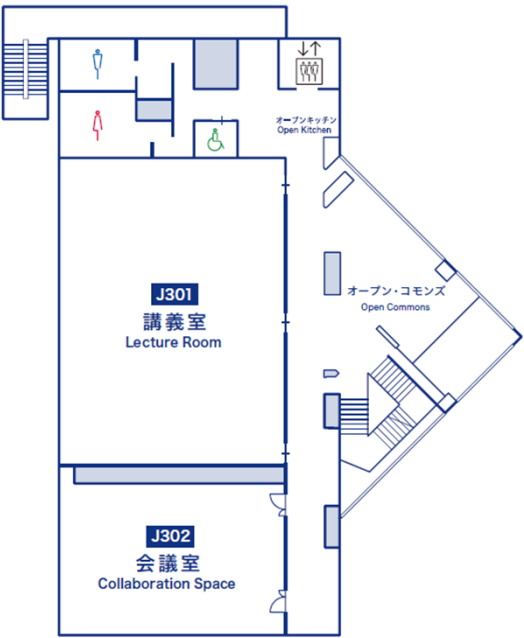
6 情報価値創造教育棟 平面図



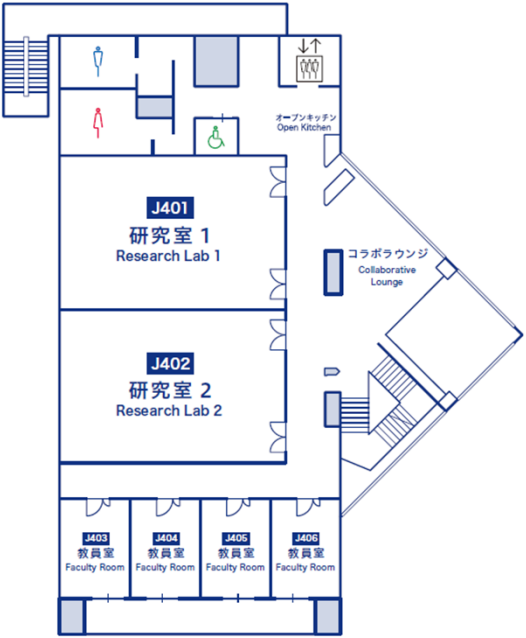
1 階



2 階



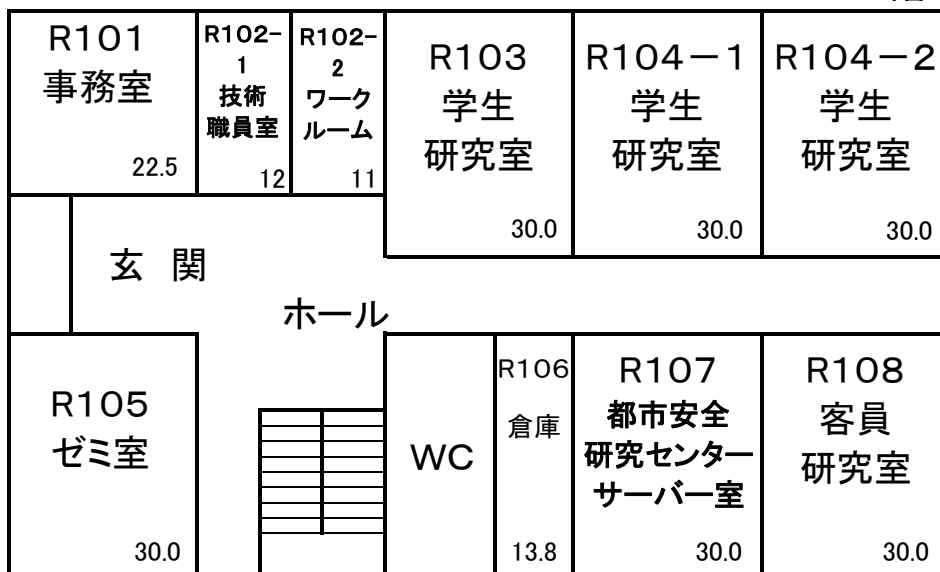
3 階



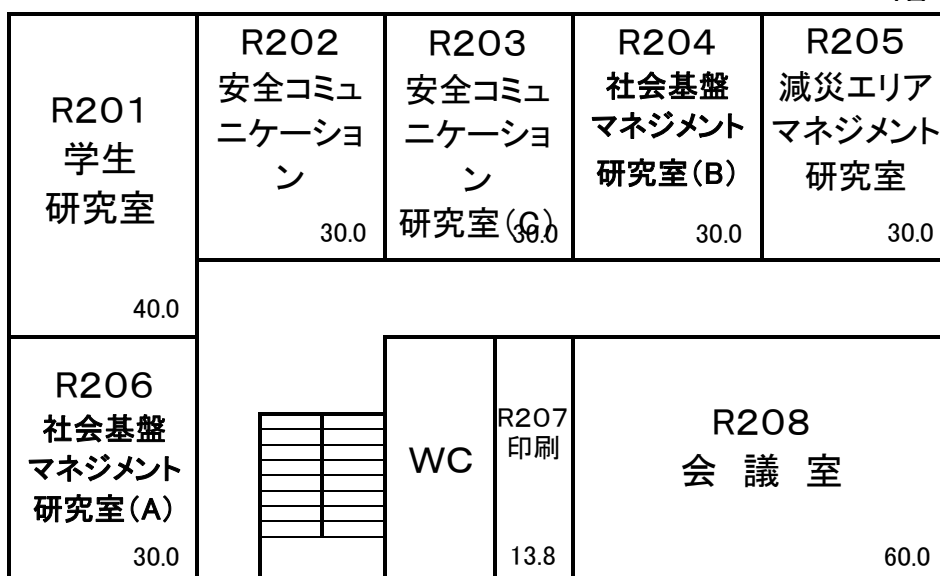
4 階

7 都市安全研究センター研究棟平面図

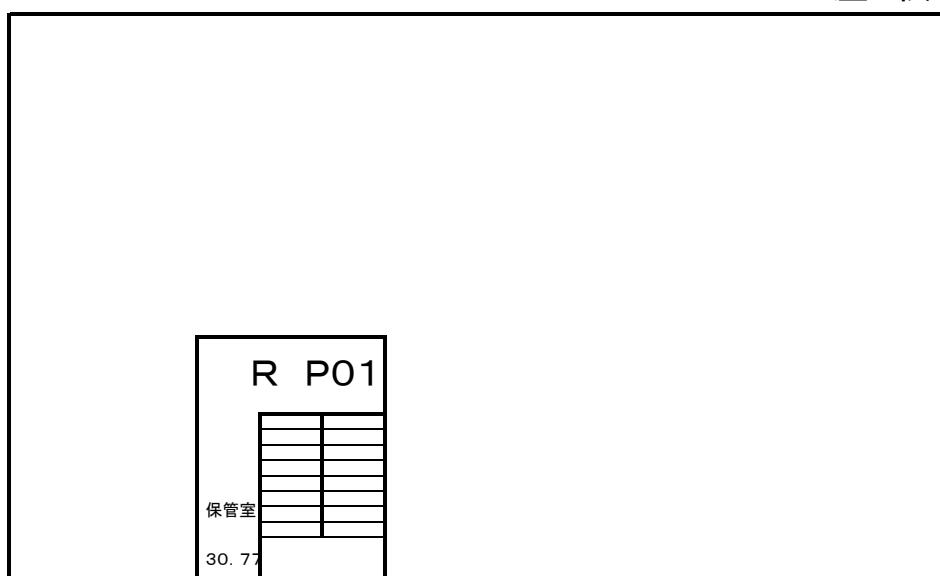
1 階



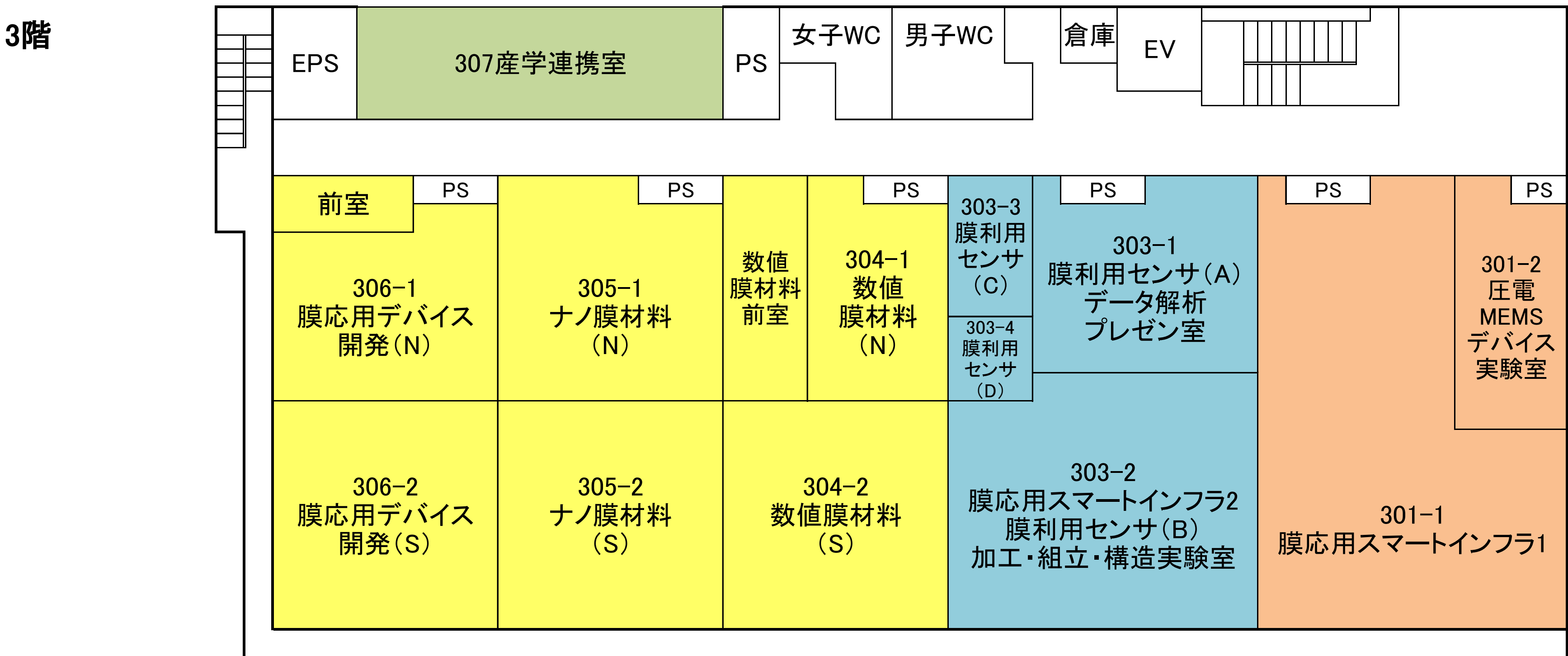
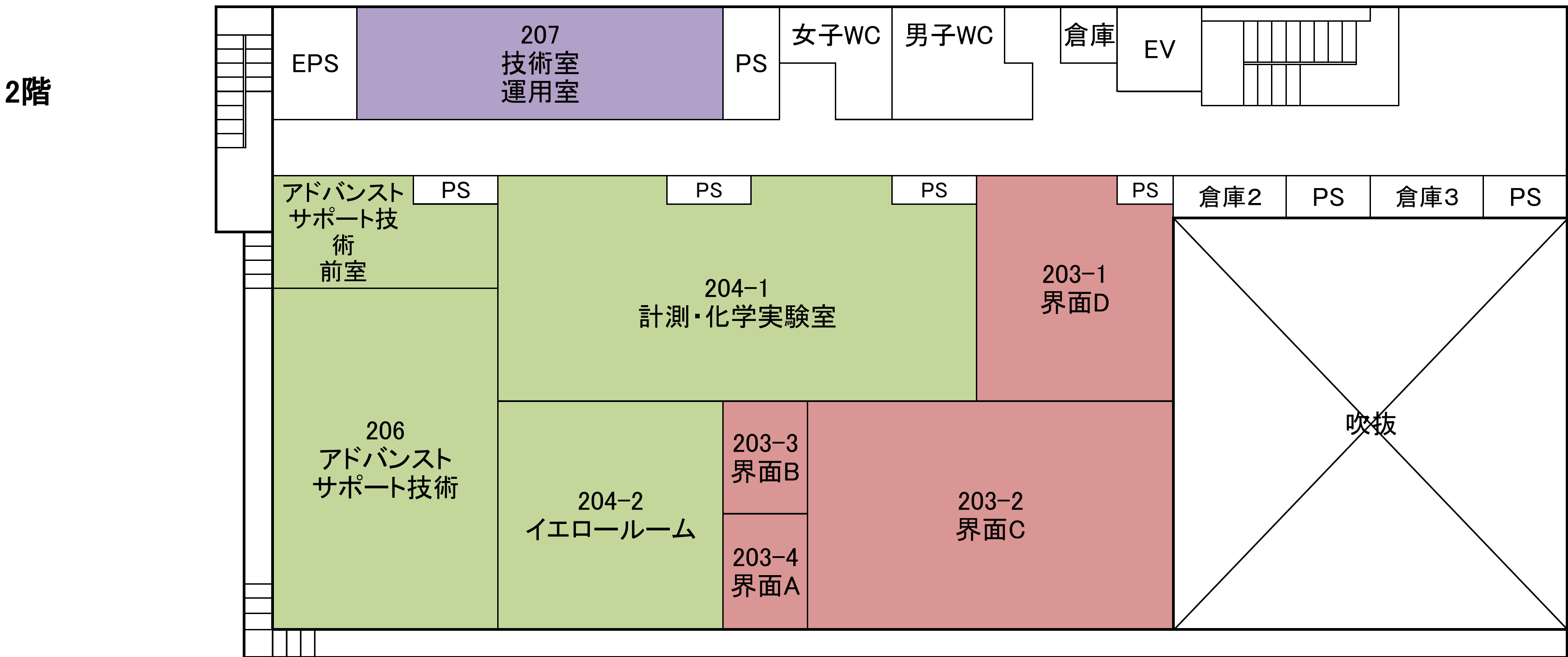
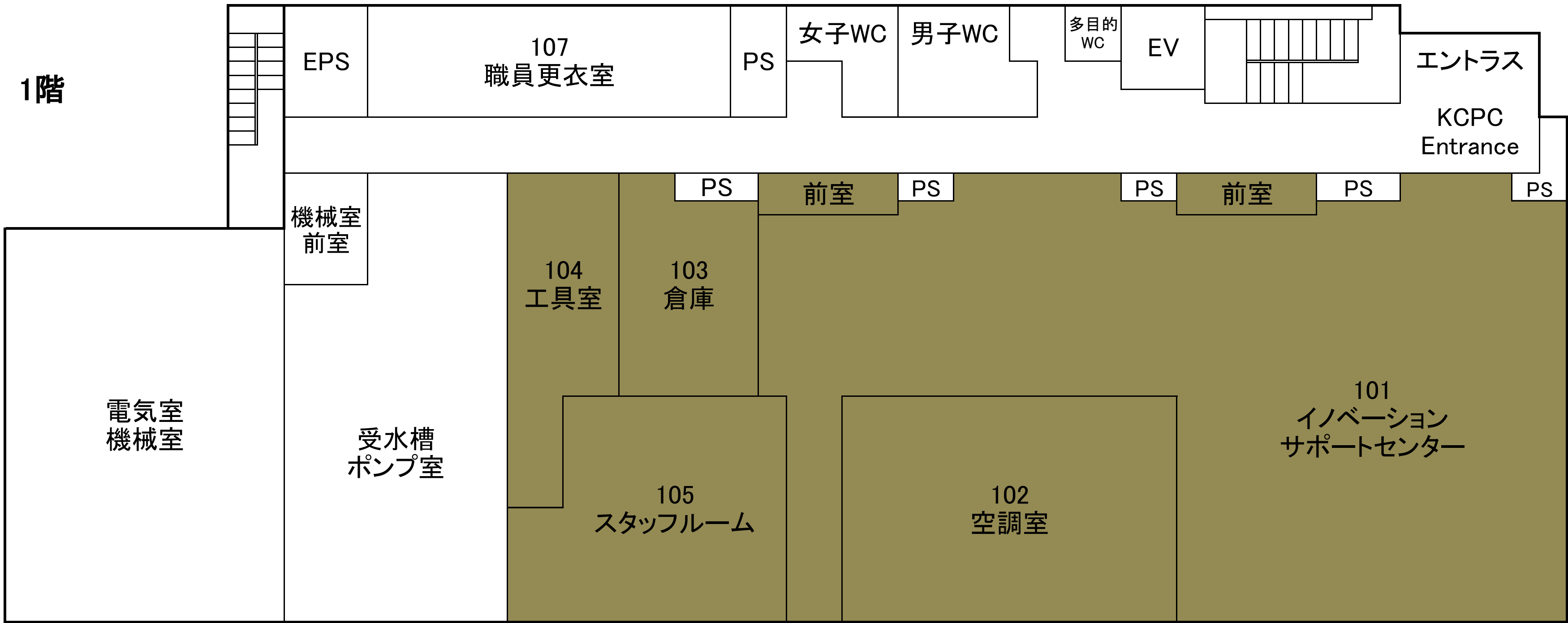
2 階



屋 根

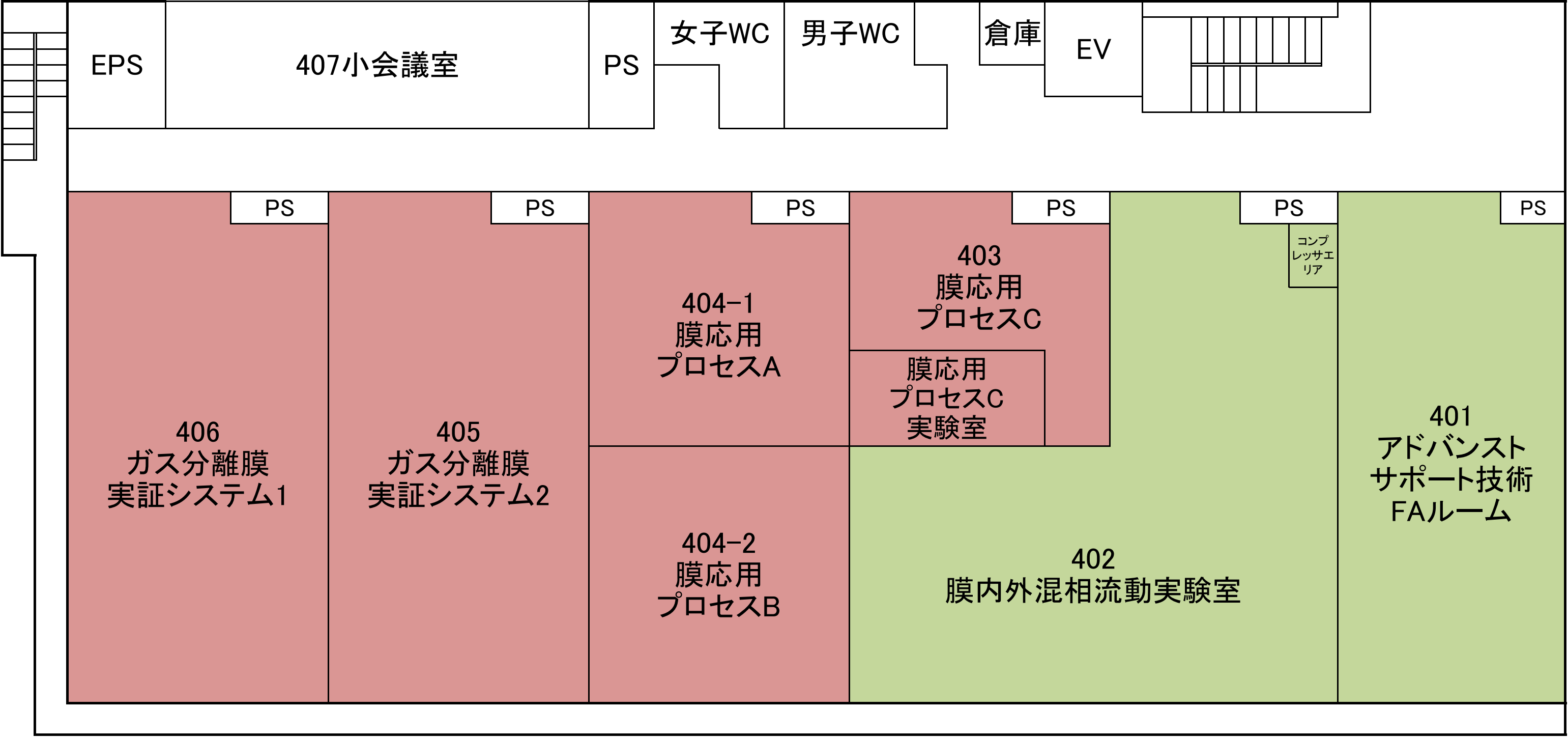


8 先端膜工学研究拠点平面図

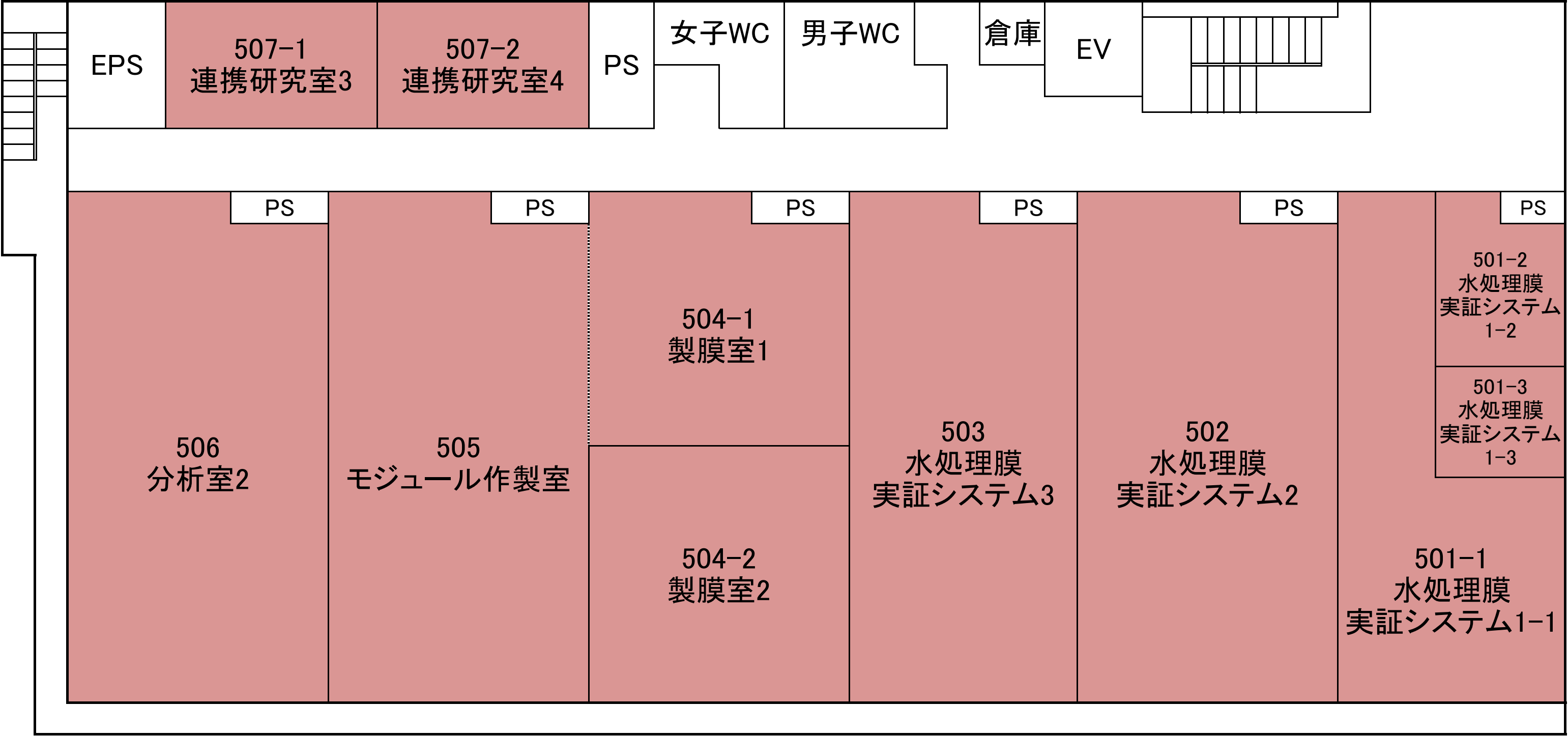


先端膜工学研究拠点

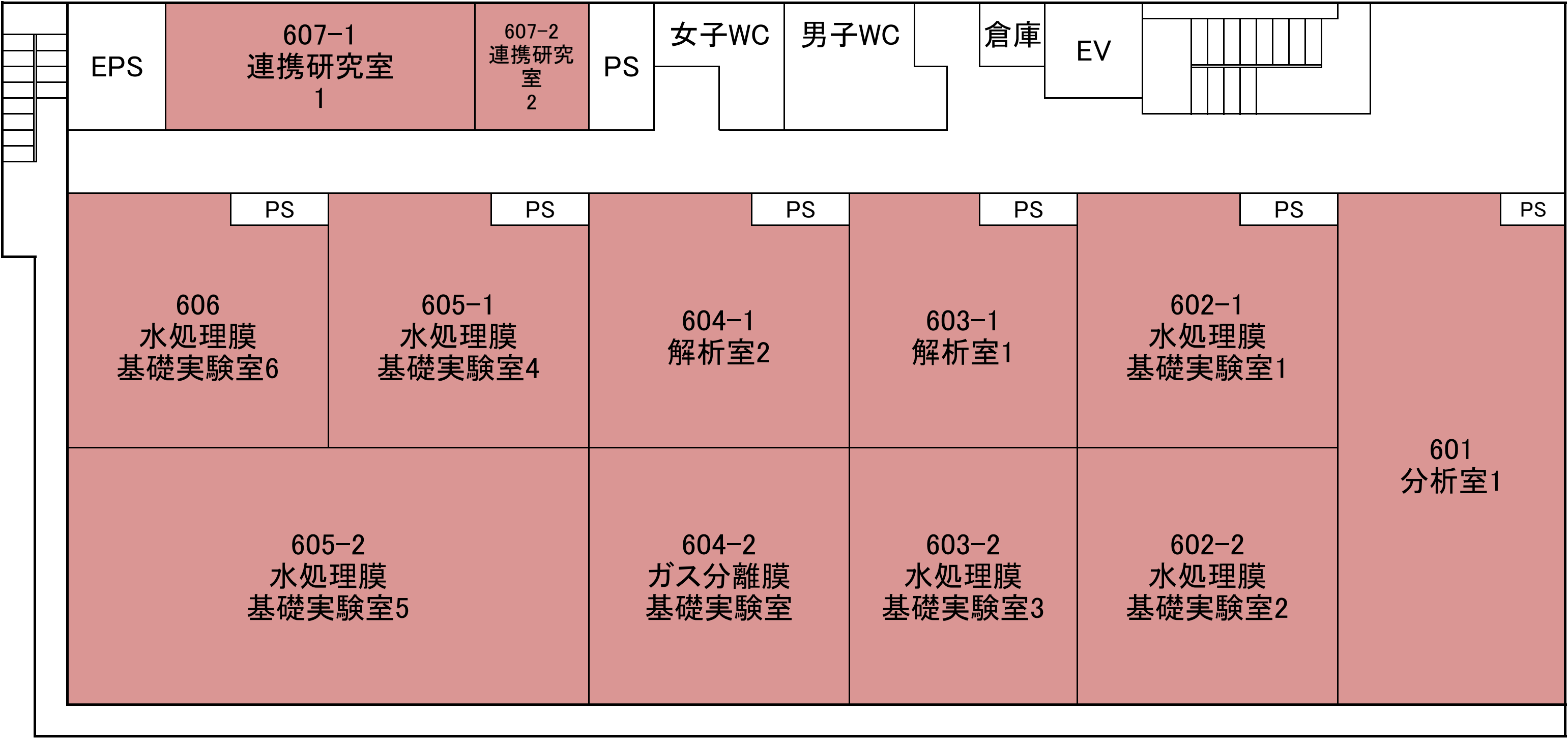
4階



5階



6階



9 教室設備等一覧表

教室No	収容人数	試験時 収容人数	教室形態	車椅子	マイク	液晶プロジェクター	WEB カメラ	ディス プレイ	HDMI	その他教育機器
LR201	150	90	固定机	可	○	天吊 (HDMI, タイプC)	○	後	○	
LR202	110	66	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	○	
LR203	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
LR204	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
LR301	150	90	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	○	
LR302	110	66	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	○	
LR303	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
LR304	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
LR401	150	90	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	○	
LR402	110	66	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	○	VHS
LR403	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
LR404	66	44	固定机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
LR501	300	180	固定机	可	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	中央左右	○	VHS, DVD(ボックス内)
5W-301	112	71	固定机	可 (補助机)	○	天吊 (RGB, HDMI)			○	VHS, DVD, Blu-ray
C1-201	38		長机	可	○	天吊 (RGB)				VHS, DVD
C1-301	120	72	固定机	可 (補助机)	○	天吊 (RGB, HDMI)	○	前後	○	VHS, DVD
C2-101	60	30	長机	可	○	天吊 (RGB)			×	VHS, DVD
C2-201	75	42	長机	可	○	天吊 (RGB)				VHS, DVD
C2-202	26		長机	可	×	キャビン収納				
C2-301	75	42	長机	可	○	天吊 (RGB)				VHS, DVD
C2-302	28		長机	可	×	天吊 (RGB, HDMI)			○	
C3-101	54		長机	可	○	天吊 (RGB)				教材提示装置, VHS, DVD, OHP
C3-202 (ゼミナール室2)	16		長机	可	×	キャビン収納				
C3-203 (ゼミナール室3)	16		個別机	可	×	キャビン収納				
C3-302	179	114	固定机	可 (補助机)	○	天吊 (HDMI, タイプC)			○	
C4-201	102	68	長机	可	○	天吊 (RGB)		後	×	VHS, DVD
C4-301	102	68	長机	可	○	天吊 (RGB)		後	×	VHS, DVD
J202	225	150	固定机	可	○	天吊 (HDMI)	○	中央左右	○	遠隔配信システム
J301	225	150	固定机	可	○	天吊 (HDMI)	○	中央左右	○	遠隔配信システム

スクリーンは全教室完備

10 主な部局等所在地及び電話番号

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
学生センター	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	学 務 課 803-5210
		学生支援課 803-5221
キャリアセンター		キャリア支援課 803-5218
保健管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5245
経済経営研究所図書館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	803-7025
社会科学系図書館		803-7339
自然科学系図書館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5306
人文科学図書館		803-5585
総合・国際文化学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	803-7351
人間科学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	803-7951
附属図書館医学分館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	382-5310
保健科学図書室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	796-4505
附属図書館海事科学分館	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	431-6239
情報基盤センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5370
連携創造本部		803-5945
遺伝子実験センター		803-5955
バイオシグナル研究センター		
留学生センター		803-5265
都市安全研究センター		803-6437
分子フォトサイエンス研究センター		803-5761
研究基盤センター		803-5398
内海域環境教育研究センター	〒656-2401 淡路市岩屋2746	事 務 室 (0799) 72-2374
環境管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5990
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		
文学部 人文学研究科		教務学生係 803-5595
国際人間科学部 国際文化学研究科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	教務学生係 803-7530

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
国際人間科学部 人間発達環境学研究科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	教務学生係 803-7924
附属中等教育学校	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手5-11-1	811-0232
附属小学校 附属幼稚園	〒673-0878 明石市山下町3-4	小 学 校 912-1642 幼 稚 園 911-8288
附属特別支援学校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4	事 務 室 936-5683
法学部 法学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教務グループ 803-7234
経済学部 経済学研究科		教 務 係 803-7250
経営学部 経営学研究科		教務グループ 803-7260
理学部 理学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5767
医学部医学科 医学研究科	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	教務学生係 382-5205 教務学生係 382-5193
附属病院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-2	代 表 382-5111
医学部保健学科 保健学研究科	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	教務学生係 796-4504
工学部 工学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生グループ 803-6350
システム情報学部 システム情報学研究科		教務学生グループ 803-6002
農学部 農学研究科		教務学生係 803-5928
附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鶉野町1348	事 務 室 (0790)49-0341
海洋政策科学部 海事科学研究科	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	教務学生グループ 431-6223・6225
国際協力研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7267
科学技術イノベーション研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5474
経済経営研究所附属 政策研究リエゾンセンター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	事 務 803-7272

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-4-2	代 表 302-5335
住吉寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7-3-1	事 務 室 851-4075
住吉学生国際宿舎		
白鷗寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1-4-50	事 務 室 411-6231
国維寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3-2-33	事 務 室 803-2710
女子寮	保安上の理由により所在地・電話番号は掲載していません。	

学 生 便 覧 2026

神戸大学システム情報学部
神戸大学大学院システム情報学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1 - 1
(078) 803-6002